

**第9期今別町
介護保険事業計画・高齢者福祉計画
令和6年度～令和8年度**

令和6年3月

青森県今別町

はじめに



介護を必要とする方を社会全体で支援する仕組みである介護保険制度が制度化されてから、24年が経過しました。その間に介護保険制度の改正が多々行われ、取り巻く状況が目まぐるしく変化する中、今別町の高齢者福祉計画・介護保険事業計画も8回目の見直しの時期を迎えることとなり、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期計画を策定いたしました。

本計画においては、団塊の世代が全員75歳以上になると言われている令和7年度を迎え、高齢者人口がピークになり、生産年齢人口が急減することが見込まれることを念頭に、町の現状を踏まえながら事業展開を行うことが求められています。高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域みんなで高齢者の暮らしを支えていくことを基本理念とし、地域共生社会の実現に向けた取組を着実に推進していくこととしています。

そのためにも元気で活動的な高齢者の方々には、超高齢社会で地域を支える重要な担い手として、生きがいを持って活躍していただくことに期待が寄せられています。町といたしましても、高齢者の方々の活躍の場や交流の機会が増えるよう、これからも支援してまいりたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、今別町介護保険事業等策定委員会の委員各位に心から感謝申し上げますとともに、町民の皆さまには今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

今別町長 阿部 義治

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画策定体制	3
5 日常生活圏域の設定	3
6 目標の達成状況の点検及び調査並びに評価	4
7 介護保険制度等の改正の概要	4
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	10
1 高齢者人口等の現状	10
2 高齢者人口・要介護認定者の推計	13
3 第8期計画の実績に対する評価	14
第3章 基本理念・基本方針及び関連施策	16
1 基本理念	16
2 基本方針と施策体系	17
第4-1章 地域包括ケア体制の充実	22
1 地域包括支援センターの機能強化	22
2 地域ケア会議の推進	26
3 在宅医療・介護連携の推進	27
4 認知症施策の推進	29
5 高齢者虐待や権利擁護に対する取り組み	32
第4-2章 地域包括ケアを支えるサービス	34
1 生活支援サービス	34
2 介護予防サービス	35
3 保健サービス	41
4 今別町社会福祉協議会のサービス	42
5 住民主体の機関が提供するサービス	44
第4-3章 高齢者の社会参加の促進	46
1 社会参加活動環境・自立環境づくり	46
第4-4章 福祉のまちづくり推進	49
1 福祉のまちづくりに向けた啓発の推進	49
2 高齢者の居住の安定の確保	49
3 防犯・防災対策	50

第4-5章 介護保険サービスの事業量推計	52
1 居宅サービス	52
2 地域密着型サービス	57
3 施設介護サービス	61
4 介護サービスの質の確保・向上	63
第5章 サービスの事業費と保険料設定	65
1 給付費の見込み	65
2 保険料の推計	68
3 第9期計画以降の推計	72
資料編	73
1 今別町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱	73
2 第9期今別町介護保険事業等策定委員名簿	74

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、平成12年4月に介護保険制度が始まり、国民の共同連帯の理念に基づき要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。施行後、サービスの基盤整備は急速に整備され、サービス利用者は着実に増加するなど、高齢期を支える制度として介護保険制度は定着してきました。

しかしながら、わが国の総人口が減少し続ける一方、高齢者人口は急激に増加しています。内閣府の「令和5年版高齢社会白書」によると、令和4年10月1日現在の日本の総人口は1億2,495万人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は3,624万人、高齢化率は29.0%となっています。今後、団塊世代が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する令和22年を控え、医療・介護需要の拡大や社会保障費の急激な増大など、我が国における高齢化の問題はますます深刻になっていくことが予想されます。

国ではこれらの情勢を踏まえ、高齢社会を乗り越える社会モデルの実現のため、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの各分野が互いに連携しながら支援する「地域包括ケアシステム」の構築への取り組みを進めてきました。そのような中、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が目標とされています。

また、高齢化の進行に伴い、健康寿命の延伸にも留意する必要性が高まっており、そのためにも介護予防と健康を維持するための各種取組を一体的に推進することが重要となります。

今別町においても、令和22年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置いて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等の連携を図りつつ包括的に介護保険サービスを利用できるように各関連事業を推進するよう努めます。そして、介護保険事業の実績や地域特性を考慮しながら進めてきた第8期計画を見直し、老後の実りある豊かな生活を営むための地域社会のさらなる進展を目指し、「第9期今別町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（以下、「本計画」とします。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）」介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

また、上位計画である「第5次今別町総合計画」をはじめとした町の関連計画、国・県の計画との整合性を図るとともに、第8期介護保険事業計画の成果などを十分検討したうえで策定しました。

3 計画の期間

本計画は、介護保険法に基づき3年ごとに見直しを行うものであり、第9期計画は令和6年度から令和8年度の3年間とします。

なお、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、生産年齢人口が急減する令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点を持つ計画であるため、令和8年度に次の第10期計画の見直しを実施するほか、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図るものとなります。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第7期計画											
			第8期計画								
						第9期計画					
									第10期計画		

4 計画策定体制

介護保険事業計画における介護サービス水準の設定は、介護保険料の水準にも影響を与えることから、計画の策定及び変更にあたっては、被保険者の意見を反映させるための措置を講じることが義務づけられています。

第9期計画の策定にあたっては、町民や民間事業者と協働して推進するために、次のとおりアンケート調査を実施するとともに、介護保険第1号被保険者・サービス提供者・各種関係団体などの代表で構成する「今別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催して審議するなど、多くの町民が参画しています。また、役場内関係各課による検討を重ねながら、関係する諸計画・事業とも連携・整合を図っています。

種類	目的と概要	回収状況
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 【国調査】	国から示された調査項目を基本とし、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること、介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用することなどを目的として実施するものです。	対象者：65歳以上の方（要介護1～5の認定者を除く） 配布数：500件 回収数：315件 回収率：63.0%
②在宅介護実態調査 【国調査】	国から示された調査項目を基本とし、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的として実施するものです。	対象者：65歳以上の要介護認定者 配布数：139件 回収数：64件 回収率：46.0%

5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等の条件を総合的に勘案して、高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭に置いて定めることとされています。

当町では、住民の生活圏は町全域であり、これまでも町全体を一体として各種施策を提供してきたことから、町全体を1つの日常生活圏域として設定します。

6 目標の達成状況の点検及び調査並びに評価

第9期計画で掲げた目標については、毎年度、その進捗状況を点検、調査し、結果について今別町介護保険事業等策定委員会や県等に報告し、評価を行います。

また、計画の最終年度の令和8年度には、目標の達成状況を点検、調査し、その結果を町の広報やホームページ等で公表することとします。

7 介護保険制度等の改正の概要

第9期（令和6年度～8年度）においては、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊の世代が75歳以上に到達する令和7年を目指した地域包括ケアシステムの強化、さらに現役世代の減少が加速する令和22（2040）年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて第9期計画に位置づけることが求められています。

（1）第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）のポイントは、以下のとおりです。

【基本的考え方】

- 第9期計画期間中には、団塊世代が75歳以上となる2025（令和7）年を迎える。
- 高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント（案）】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要

- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② **在宅サービスの充実**
 - 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実
- 2. **地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組**
 - ① **地域共生社会の実現**
 - 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
 - ② **デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備**
 - ③ **保険者機能の強化**
 - 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
- 3. **地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上**
 - 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
 - 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
 - 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

出典：社会保障審議会 介護保険部会（第107回 令和5年7月10日）資料

(2) 第9期計画において記載を充実する事項

国の社会保障審議会介護保険部会では、「介護保険制度見直しに関する意見」等を踏まえて、第9期計画の策定にあたり、次のような記載内容の充実が提言されています。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

出典：社会保障審議会 介護保険部会（第107回 令和5年7月10日）資料

（3）認知症基本法の成立

令和5年6月11日に成立した認知症基本法は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的とした法律です。

1. 基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

2. 国・地方公共団体等の責務等

- 国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。
- 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。
- 政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。
※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

3. 認知症施策推進基本計画等

- 政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）
- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

4. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

- ◆ 国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ◆ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ◆ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ◆ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ◆ 若年性認知症の人（６５歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

- ◆ 認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ◆ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策

- ◆ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ◆ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
- ⑥【相談体制の整備等】
 - ◆ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ◆ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
- ⑦【研究等の推進等】
 - ◆ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
 - ◆ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
- ⑧【認知症の予防等】
 - ◆ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ◆ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力
- 5. 認知症施策推進本部
 - 内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

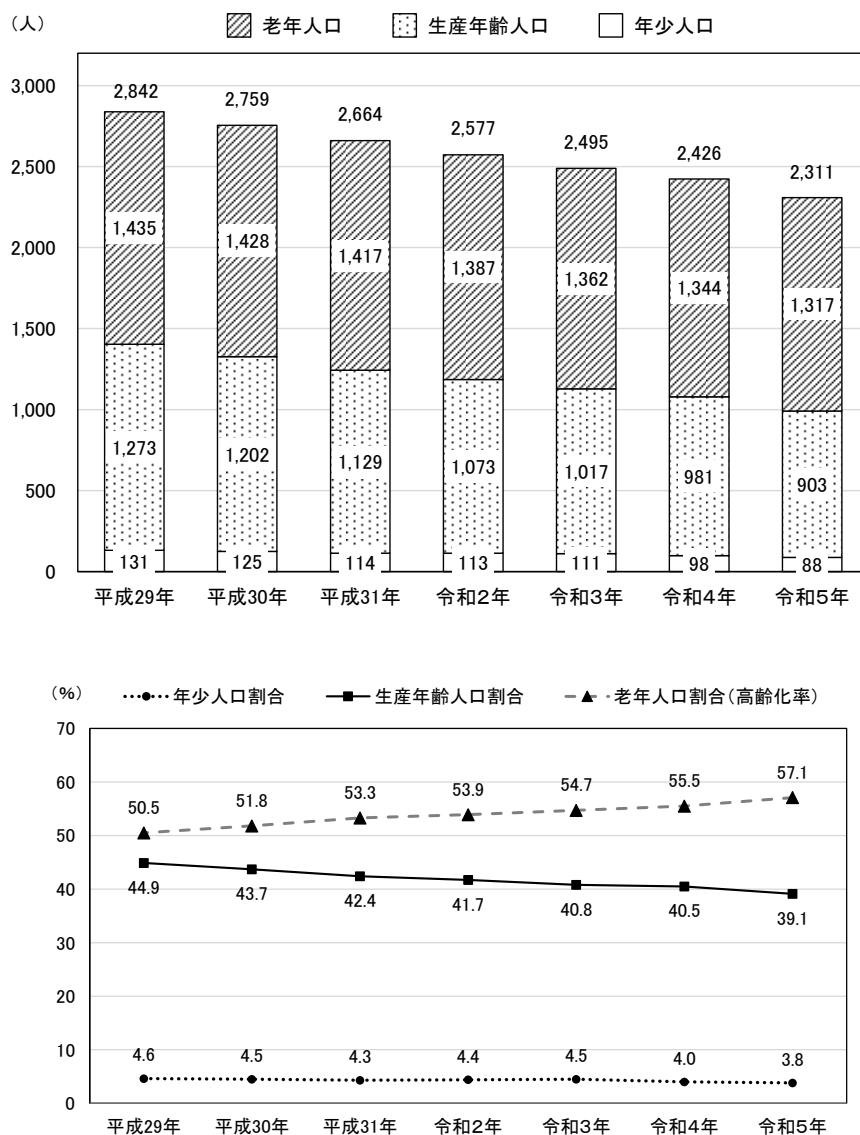
出典：社会保障審議会 介護保険部会（第107回 令和5年7月10日）資料

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者人口等の現状

(1) 年齢3区分別人口及び人口割合の推移

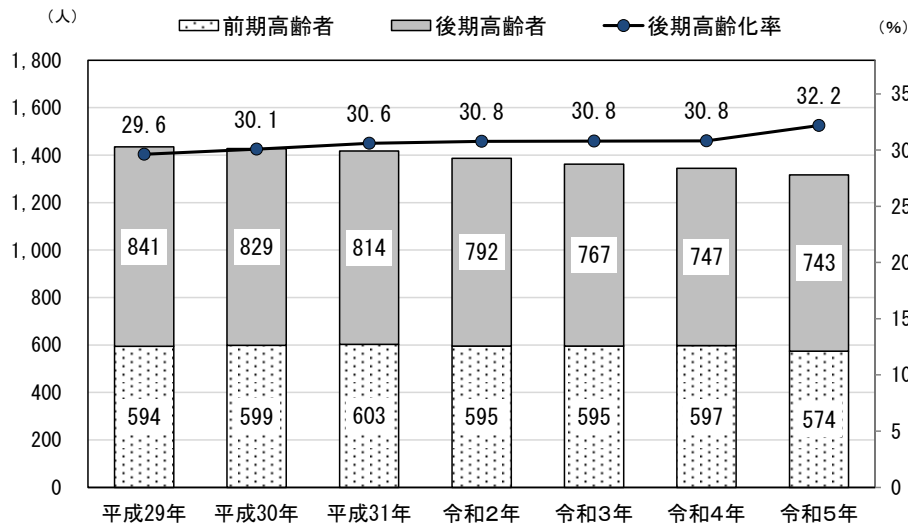
本町の総人口は、減少傾向で推移しており、近年はいずれの年齢区分も減少傾向となっています。高齢化率（総人口に対する65歳以上の老年人口の割合）は、上昇傾向で推移しており、令和5年1月1日現在57.1%と、青森県内で最も高くなっています。



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

(2) 高齢者人口の推移

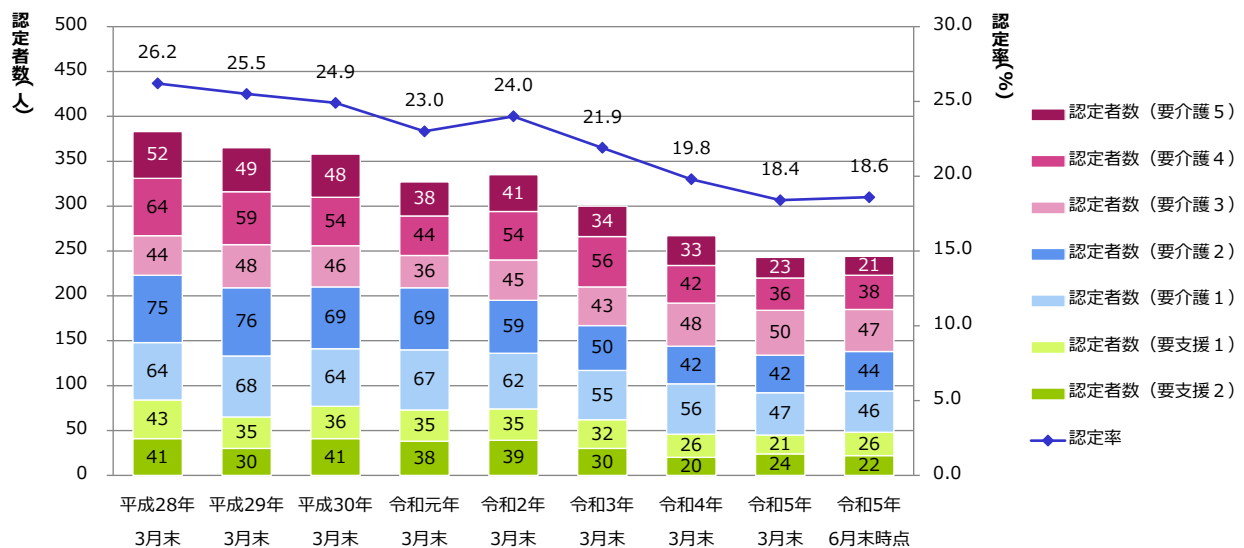
本町の高齢者人口は、令和5年1月1日現在1,317人で、高齢者人口の構成は、65～74歳の前期高齢者が574人、75歳以上の後期高齢者が743人となっています。前期高齢者数、後期高齢者数ともに減少傾向で推移しており、後期高齢化率（総人口に対する75歳以上人口の割合）は、令和5年1月1日現在32.2%と、上昇傾向で推移しています。



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

(3) 要支援・要介護認定率の推移

本町の認定率は、減少傾向で推移しており、令和5年6月末時点で18.6%と、県内の40保険者中16番目、全国では1,571保険者中726番目という標準的な水準となっています。

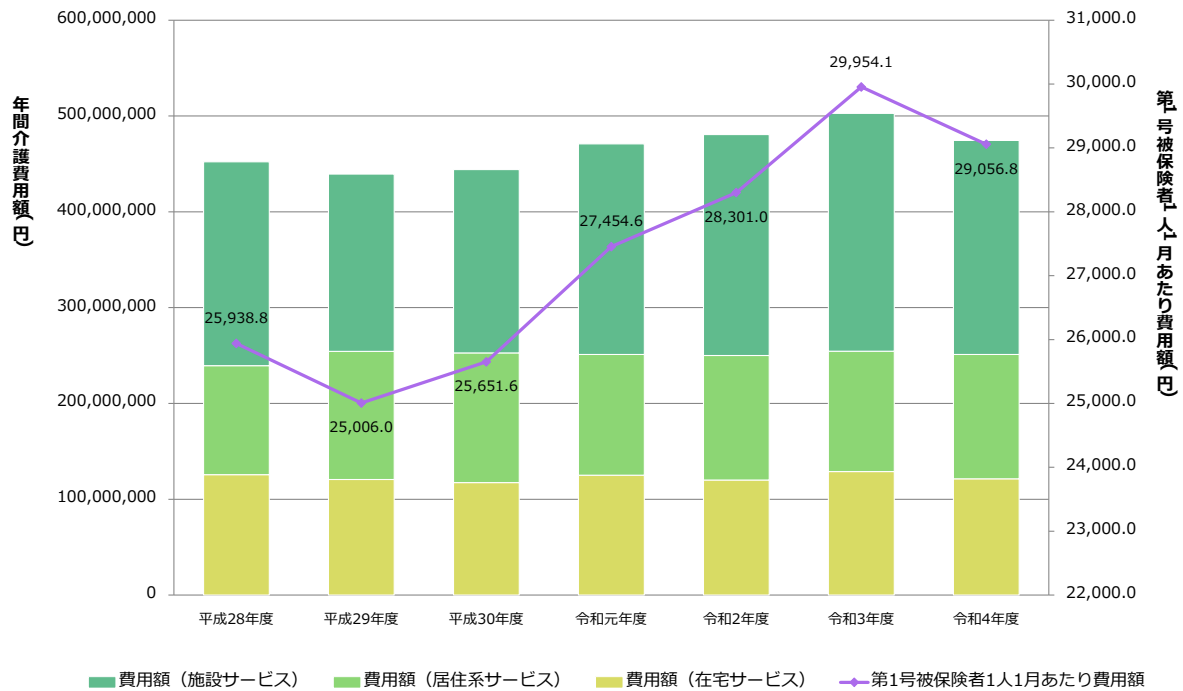


出典：地域包括ケア「見える化」システム

（４）介護費用額（給付費）の推移

本町の介護費用額（給付費）は、令和４年度実績の総額で約４億７千万円となっており、これまでの増加傾向から近年は減少に転じています。

第１号被保険者１人１月あたり費用額は、令和４年度実績で約２万９千円となっており、青森県平均や全国平均を上回る高い水準であるものの、令和５年４月末のデータでは県内の４０保険者中３０番目となっています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム

2 高齢者人口・要介護認定者の推計

(1) 推計の方法

当町の高齢者人口の将来推計は、厚生労働省の「地域包括ケア見える化」システム（都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム）を用いて、住民基本台帳人口を基礎に過去の認定者数の伸び等を反映して行いました。

(2) 高齢者人口の推計

令和3年度～令和5年度の高齢者人口は減少しています。その内訳をみると、前期高齢者、後期高齢者ともに減少傾向となっています。令和6年度以降も同様の傾向になると予測され、令和8年度には高齢者人口は1,239人、65歳～74歳の前期高齢者は454人、75歳以上の後期高齢者は785人で、高齢化率は60.5%になると推計されています。

令和3年度～令和5年度の被保険者数も減少しており、令和6年度以降も減少傾向と予測されます。また、第1号被保険者と第2号被保険者の差は令和5年度では703人となっていますが、その差は拡大し、令和8年度では725人になると推計されます。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
総人口(人)	2,447	2,326	2,226	2,166	2,106	2,047	1,810	1,529	1,269
高齢者人口	1,347	1,317	1,298	1,286	1,269	1,239	1,128	955	822
65～69歳	264	246	239	237	228	208	139	98	117
70～74歳	331	328	307	283	258	246	214	130	93
75～79歳	208	227	251	261	285	301	239	199	122
80～84歳	236	220	200	196	191	171	245	206	173
85～89歳	204	187	183	178	166	171	144	187	157
90歳以上	104	109	118	131	141	142	147	135	160
高齢化率(%)	55.0	56.6	58.3	59.4	60.3	60.5	62.3	62.5	64.8

出典：住民基本台帳人口及び地域包括ケア「見える化」システム（補正データによる推計値）

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
被保険者数(人)	2,042	1,956	1,893	1,848	1,805	1,753	1,552	1,321	1,106
1号被保険者	1,347	1,317	1,298	1,286	1,269	1,239	1,128	955	822
2号被保険者	695	639	595	562	536	514	424	366	284

出典：地域包括ケア「見える化」システム（補正データによる推計値）

(3) 要介護（支援）認定者数の推計

令和3年度～令和5年度の要介護（支援）認定者数は減少しており、令和6年度以降も減少傾向と予測され、令和8年度では241人になると予測されます。

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
要支援1	24	19	27	25	24	24	23	20	20
要支援2	31	25	23	23	23	23	23	22	17
要介護1	59	55	48	47	47	48	47	41	35
要介護2	55	46	48	39	40	40	36	32	29
要介護3	46	48	48	49	49	48	44	41	36
要介護4	53	43	36	36	36	35	33	29	28
要介護5	34	31	22	23	23	23	22	16	14
合 計(人)	302	267	252	242	242	241	228	201	179
うち第1号被保険者	291	259	243	233	233	232	219	194	178

出典：地域包括ケア「見える化」システム（補正データによる推計値）

3 第8期計画の実績に対する評価

(1) 地域包括ケア体制の充実

地域包括支援センターのさらなる機能強化に向けて、運営協議会等と連携して取り組み、センターの活動報告を協議会で定期的に共有するなど、一定の前進が見られました。地域ケア会議も円滑に実施することができています。

しかし、困難を抱える高齢者の増加に対応し、当センターを中核として医療・福祉・介護関係機関等の専門職により個々の高齢者やその家族を支援する取り組みは十分には進展しませんでした。多様な主体との連携を図り、高齢者を社会全体で支え合う体制づくりが引き続き課題であり、特に在宅医療・介護連携や認知症施策、権利擁護の推進のための役場内外での協議の場の創設など、新たな体制や仕組みを作ることが必要と考えられます。

(2) 地域包括ケアを支えるサービス

各種生活支援サービスは、町社会福祉協議会や民生・児童委員の協力や地域住民、ボランティアの多くの参加を得て提供を継続することができています。総合事業による介護予防・生活支援サービスも民間事業者による提供が定着しています。

一方で、高齢者本人や家族、ボランティアに向けた介護予防や介護技術習得のための研修会や教室は、コロナ禍もあって開催できない時期が続いたほか、地域の集会所や公園、散策路等の活用など各地区独自の健康づくりを行うための環境整備や、住民主体の活動のための人材育成の取り組みも進みませんでした。介護予防のための活動や支援において、リハビリテーション専門職による相談や指導・助言が提供できる体制の整備・充実も求められています。

（３）高齢者の社会参加の促進

これから本格化する超高齢化社会においても、高齢者が楽しく安心して暮らしていけるよう、身近な仲間と支え合いながら住みよい地域づくりを進めていけるように、できる限り多くの高齢者が社会に「支えられる側」から「支える側」に回ることができるよう体制づくりを目指しています。

町内のボランティア団体の活動は積極的に実施されているものの、会員数は減少傾向にあります。新規ボランティアの養成やボランティアの活躍の場づくりは進んでおらず、住民主体・高齢者主体の通いの場の立ち上げも、目標６か所に対して２か所の設置にとどまりました。今後に向けては、有償ボランティアの採用や雇用・就労支援なども含めた、高齢者の社会参加促進のための新たな方策を検討していくことが重要となります。

（４）福祉のまちづくりの推進

町域全体にわたって道路・建築物等のバリアフリー化を促進するため、町立の建築物や町道の改修に取り組んでいます。高齢者の居住の安定の確保に向けては、地域密着型特定施設入居者生活介護のサービス事業者との連携が進んでいるほか、高齢者の孤独死防止を図り、地域住民による見守り体制の構築と配食サービス時の声かけの実践も行っています。また、災害や感染症の発生時に必要な物資について介護サービス事業所等における備蓄等を支援する体制も整備されました。

一方で、災害時に自力での避難が困難と予想される高齢者等を対象とした安否確認や避難誘導、災害情報の提供などを迅速かつ円滑に実施する体制・仕組みづくりについては、進展しませんでした。防犯や消費者トラブル対策等の取り組みも強化していく必要があります。

（５）介護保険サービスの現状と事業量

当町の高齢者人口が減少する中で、介護予防サービスの給付費は、在宅サービス・居住サービスともに減少傾向にあります。介護サービス給付費の実績では、施設サービスを除き若干の増加もみられています。第1号被保険者1人あたりの給付月額減少に転じているものの、依然として青森県平均や全国平均を上回る高い水準にあることから、引き続き、サービスの適正化を図っていくことが求められます。

第3章 基本理念・基本方針及び関連施策

1 基本理念

高齢者や高齢期のイメージは一昔前の「余生を送る」というものから、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、さまざまな形で社会的な活躍をする「活動的な世代」へと変わりつつあり、町内でも仕事をもち、さまざまな活動を楽しみ地域社会を支えている高齢者が増加しています。

町では、「健やかで生きがいのあるまち ― 支えあう地域づくり ―」を介護保険事業計画・高齢者福祉計画の基本理念に掲げ、様々な施策を展開してきました。この基本理念は、医療・保健・介護・福祉の専門職やボランティア、地域住民が相互に連携して支え合いながら、ニーズや状態の変化に応じた、切れ目のない、きめ細やかなサービスを提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で、元気に安心して生活を送り、誰もが生きがいを感じることができ、まちを意味しています。

第9期も引き続き、この基本理念に基づき、「地域共生社会」の実現に向けて地域包括ケアシステムの推進を図りつつ、人生100年時代を元気でいられるまち、安心して生活できるまちを目指し、住民と町が協力しながら、総合的な高齢者施策に取り組んでいきます。

【基本理念】

健やかで生きがいのあるまち ― 支えあう地域づくり ―

<参考> 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、地域の課題の解決のため、高齢者、障がい者、子ども・子育て支援、生活困窮者といった制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えつながることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしと地域をともに創っていくことのできる社会のことです。この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要となります。

2 基本方針と施策体系

(1) 地域包括ケア体制の充実

- 高齢になっても、また介護が必要になっても、「住みなれた家庭」や「住みなれた地域」で、すべての町民が安心して過ごすことができ、それぞれが誇りをもって自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、地域包括ケア体制の深化・推進を図っていきます。
- サービスを利用する場合には、利用者が自分に合ったものを選択できるよう、民間事業者の創意工夫による多様なサービス提供を推進するとともに、利用者に対する十分な情報提供と保健・医療・福祉の専門家の連携を継続していきます。

関連施策	地域包括ケア体制の充実 1 地域包括支援センターの機能強化 (1) 地域ネットワークの機能強化 (2) 総合的な相談・情報提供体制の整備 (3) 地域支援事業の充実 2 地域ケア会議の推進 (1) 地域ケア会議の運営 (2) 地域ネットワーク会議の運営 3 在宅医療・介護連携の推進 (1) 保健・医療・福祉が連携した総合的・継続的なケアの提供 4 認知症施策の推進 (1) 地域密着型サービスの充実 (2) 介護者に対する支援 (3) 認知症サポーターの養成及び見守り (4) 認知症予防・早期支援の取り組み (5) 認知症施策推進の評価指標 5 高齢者虐待や権利擁護に対する取り組み (1) 高齢者虐待の早期発見・早期予防 (2) 権利擁護体制の充実
------	---

(2) 地域包括ケアを支えるサービス

- すべての高齢者が等しく、社会全体のなかで互いにかげがえのない人間として認め合い、支え合って生活できるような社会を目指します。
- 地域住民を主体とした地域生活支援への自主的な取り組み、ボランティアの養成・活動が積極的に行われるよう支援し、家族だけでなく、地域全体での支え合いにより、高齢者の不安や孤独感を解消できるよう努めます。

- 要支援・要介護状態になる前の方から重度認定者の方まで、一人ひとりの「生きがい」や心身の状況に応じて、できるだけ質の高い生活が続けられるよう、介護予防や重度化防止に取り組み、住みなれた地域でなじみの人とのつながりを大切にしながら生活を継続できるような仕組みを作っていきます。
- 高齢になっても、また介護が必要になっても、自己の選択に基づき、誇りを持って生活するために、本人が主体的にかつ気軽にサービスを利用できる体制の整備を図ります。
- 一人暮らしの高齢者、認知症高齢者の増加に対応し、これらの在宅の方が住みなれた地域で身近に利用できるサービスを充実します。また、予防サービスの対象者についても、生活環境等に応じて、適切なケアマネジメントのもとで訪問介護（ホームヘルプサービス）など必要なサービスを提供します。

関連施策	地域包括ケアを支えるサービス 1 生活支援サービス （１）軽度生活援助事業 （２）緊急通報体制等整備事業 （３）外出支援サービス事業等 （４）家庭介護教室 （５）日常生活用具給付等事業 2 介護予防サービス （１）要支援・要介護状態になることの防止 （地域支援事業による介護予防事業） （２）要支援者への対応（予防給付） （３）介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業） 3 保健サービス （１）健康教育 （２）健康相談 （３）健康診査 4 今別町社会福祉協議会のサービス （１）今別町社会福祉協議会の活動 6 住民主体の機関が提供するサービス （１）民生委員・児童委員 （２）食生活改善推進員
------	--

（３）高齢者の社会参加の促進

- 高齢者福祉は、高齢者一人ひとりが「生きがい」を大切にし、尊厳をもち、その人らしい「生活の質」（Quality of Life）を高めていくことを目指していくものと言えます。

関連施策	高齢者の社会参加の促進
	１ 社会参加活動環境・自立環境づくり （１）老人クラブの活動 （２）今別町ボランティア （３）高齢者の就業支援

（４）福祉のまちづくり推進

- 高齢者に優しい生活環境の整備は、段差の解消などのハード面だけではなく、高齢者を地域で支える体制や緊急時や災害時の支援など、地域住民の協力による支援として住民意識の醸成も重要です。
- 平成23年３月の東日本大震災では、大きな被害も生じていることから、今後も大規模災害の発生に備えた対応を充実し、災害要援護者台帳や災害要援護者マニュアル作成などの整備を充実し、支援体制を確立しておく必要があります
- 高齢者が事故や犯罪等に巻き込まれないよう、地域における防犯対策を推進していくことが求められています。
- 高齢者の個々の状況により在宅で生活できなくなった場合などに備えて、介護保険施設等の充実も進めていきます。

関連施策	福祉のまちづくり推進
	１ 福祉のまちづくりに向けた啓発の推進 （１）啓発活動 ２ 高齢者の居住の安定の確保 （１）地域密着型特定施設等の活用 （２）養護老人ホーム ３ 防犯・防災対策 （１）災害時や感染症発生時における高齢者への支援 （２）高齢者の孤独死防止の取り組み

（５）介護保険サービスの現状と事業量推計

- 介護保険は、保険料と国や都道府県、市町村の財源で支えられている住民の「助け合い」の制度です。そのため、制度が無駄なく健全に運営されて、住民に信頼されるものでなくてはなりません。
- サービスの給付と負担の関係は、被保険者から幅広く理解が得られるバランスのとれた内容であることが求められています。
- 多様なサービスを提供し利用者の選択肢を広げるため、今後とも民間活力の導入を進めるとともに、利用者の保護とサービスの適正化のため効果的な事業者指導と適正で公平な要介護認定の確保に努めます。
- 地域の関係機関との連携、介護予防サービスの効果を評価する体制の構築、サービス従事者の人材の確保・育成などにより、サービスの質の向上を図ります。
- 制度の内容や事業者の情報などを積極的に提供し、利用者本位のサービスを利用できるようにします。
- 保険料と利用料については、よりきめ細かく負担能力に応じた仕組みを構築しつつ、今後の超高齢社会の進展に必要なサービス水準の財源を確保していきます。

関連施策	介護保険サービスの現状と事業量推計
	1 居宅介護サービス (1) 訪問介護（ホームヘルプサービス） (2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護 (3) 訪問看護／介護予防訪問看護 (4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション (5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導 (6) 通所介護（デイサービス） (7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション（デイケア） (8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護 (9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護 (10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護 (11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与 (12) 特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入 (13) 住宅改修／介護予防住宅改修 (14) 居宅介護支援／介護予防支援 2 地域密着型サービス (1) 夜間対応型訪問介護 (2) 地域密着型通所介護 (3) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護 (4) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護 (5) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護 (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (9) 看護小規模多機能型居宅介護（旧：複合型サービス） 3 施設介護サービス (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） (2) 介護老人保健施設（老人保健施設） (3) 介護医療院 (4) 介護療養型医療施設 4 介護サービスの質の向上 (1) サービスの質の確保・向上及び介護給付の適正化 (2) 適正化への取り組み及び目標設定

第4-1章 地域包括ケア体制の充実

1 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域ネットワークの機能強化

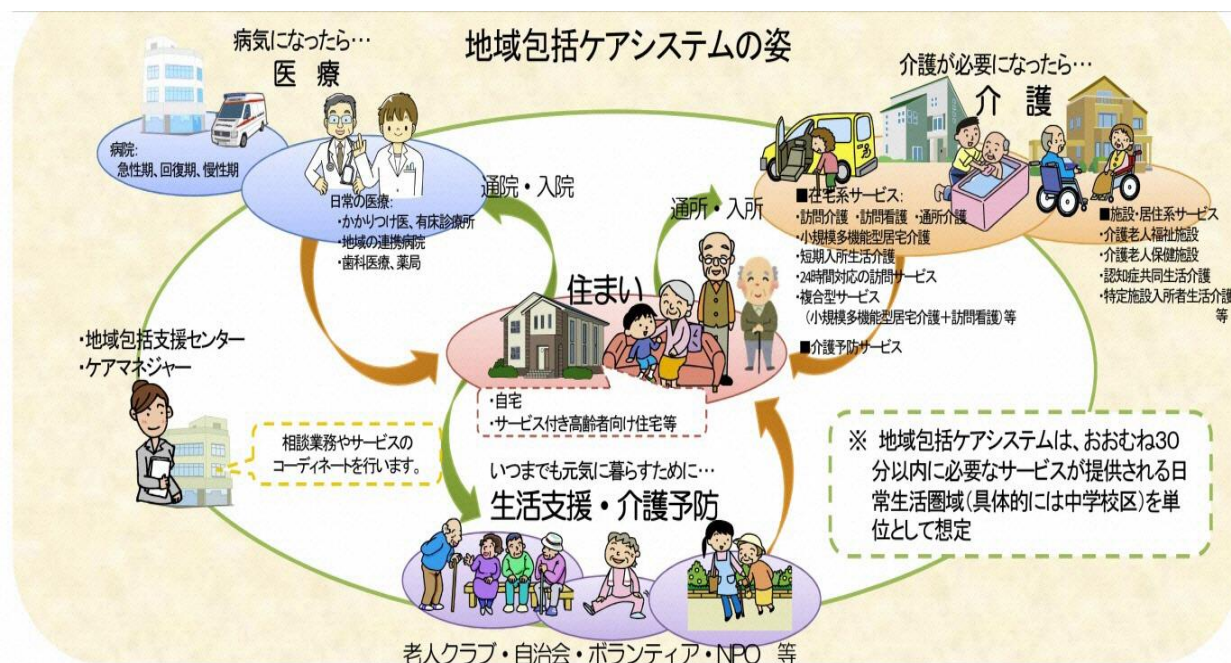
【現状と課題】

- 今別町では、地域住民や関係機関との連携により、支援を必要とする高齢者を早期に把握し、その自立や尊厳を支援する「地域包括ケアシステム」をより一層深化・推進するため、地域包括支援センターを直営で役場内に設置し、当町における地域ケアの中核を担う機関として活動を行っています。
- 地域包括支援センターでは、医療機関、介護保険サービス事業所、社会福祉協議会、地域住民・団体、民生委員・児童委員協議会、民間事業者といった、あらゆる団体、組織との連携を図ることで、高齢者自らが社会の構成員として誇りを持ち、その人らしい自立した生活を送ることができるよう支援しています。
- 加えて、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むことや、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されていることも踏まえ、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくための体制や環境の整備を進めることが重要となっています。
- 当センターが開催する地域ケア会議や地域ネットワーク会議、日常の個別ケースの相談対応においてもあらゆる団体等と連携を図り、ネットワーク機能の向上を行っています。
- 今後も高齢者数の増加や認知症高齢者の増加はもちろんのこと、価値観の多様化に伴い個々が抱える問題も多様化・複雑化していくことが予想されます。

【施策の方針】

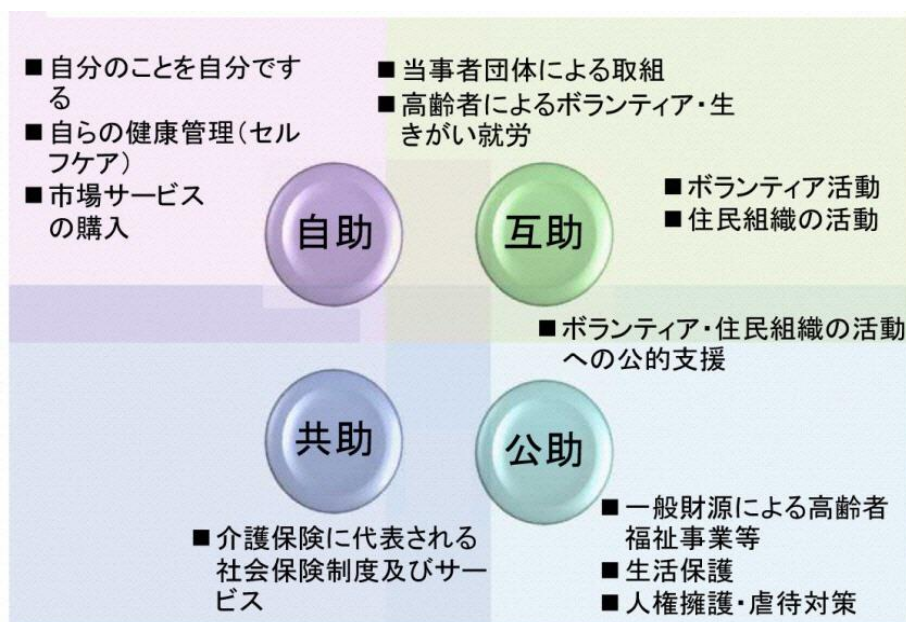
- ◇ 高齢者数の増加や認知症高齢者の増加に対応し、住み慣れた地域での生活をできる限り継続して支えるためには、医療・福祉・介護関係機関等の専門職による個々の高齢者やその家族への対応だけでなく、当センターにおいても、地域住民が支え合う地域づくりに取り組みを強化します。
- ◇ 地域包括支援センターのさらなる機能強化に向けて、設置及び運営に関する目標や地域課題・地域住民に対して果たす役割について定めるとともに、自ら実施する事業の質の評価を行い、質の向上に努めます。また、運営協議会等と連携し、定期的な点検や報告を実施することにより、運営に対する適切な評価を改善に反映する仕組みを作ります。

- ◇ 在宅医療・介護連携、認知症対策、生活支援サービスの体制整備、地域ケア会議などの推進や、高齢者の居住安定に係る施策との連携が求められていることから、多様な主体との連携を図り、高齢者を社会全体で支え合う体制づくりを進めます。
- ◇ 地域包括ケアを支える人材の確保及び資質の向上に向けて、県の福祉人材センター等の取り組みの推進に協力し、関係機関や関係者に積極的に周知していきます。



出典：厚生労働省資料より

<自助・互助・共助・公助からみた地域包括ケアシステム>



出典：厚生労働省資料より

(2) 総合的な相談・情報提供体制の整備

【現状と課題】

① 総合的な相談体制

- 介護保険制度は、制度施行後20年以上が経過し、利用者の拡大に伴い、住民の認知度や関心も高まっており、各種パンフレットの作成、職員が直接出向いて説明する出前トーク、広報紙の記事掲載、インターネットのホームページの開設など、あらゆる機会・媒体を活用して、住民への周知・情報提供に努めてきました。
- 制度に対する疑問や利用相談の窓口については、相談内容に応じて、町役場、地域包括支援センター等の住民の身近な所で、相談に対応しています。
- 高齢者の総合相談機能等を担う地域包括支援センターにおいても、地域に根ざし、一人ひとりの高齢者に対応できる、きめの細かい取り組みが求められます。

② 情報提供体制の整備

- 介護保険のサービス利用は「利用者の選択」に基づくものとされ、利用者の適切な選択と競争のもとで良質なサービスが提供されるように、介護サービス事業者には介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務付けられています。

【施策の方針】

① 総合的な相談体制

- ◇ 介護保険サービスを利用した方に対し、3か月に一度、介護給付費通知を郵送し情報提供していくとともに、利用者の声をより広く把握する仕組みの構築に努めていきます。

② 情報提供体制の整備

- ◇ 介護保険制度の改正については、住民向け（高齢者）の広報紙や毎戸チラシ等の配布など多様な方法により周知を図るとともに、地域団体やケアマネジャー・サービス提供事業者等の関係者と一体となって周知に努めていきます。
- ◇ 地域包括支援センターについては、高齢者の総合相談を実施していくとともに、必要な情報を提供するなど、多面的な支援を展開していきます。
- ◇ 各事業者に義務付けられている「介護サービス情報の公表」については、住民やケアマネジャーへ効果的に情報提供や周知・広報ができるよう、地域包括支援センターの窓口の活用も含め、容易に接することができるようにします。

（３）地域支援事業の充実

【現状と課題】

- 地域支援事業の介護予防事業が見直され、介護予防・日常生活支援総合事業となったほか、包括的支援事業についても強化が図られてきました。
- 以降、地域包括ケア体制構築のために、地域支援事業の枠組みを活用し、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）や包括的支援事業における地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備などに取り組んできました。
- これらのサービスの充実に向けては、地域のニーズや資源の把握を行ったうえで、コーディネート機能の充実や、協議体の設置を進めることが重要とされており、事業の実施にあたっては、ＮＰＯや民間企業、ボランティア等、多様な主体と有機的な連携を図るなど、地域の人材の活用を推進してきました。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な提供体制を構築していく方策として、総合事業の多様な担い手に対して、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行いながら、それぞれとの連携体制を整備していくことが重要となります。

【施策の方針】

- ◇ 介護予防・日常生活支援総合事業のさらなるサービスの充実のために、地域のニーズや資源の把握を行ったうえで、コーディネート機能の充実や、協議体の設置を進めるとともに、事業の実施にあたっては、ＮＰＯや民間企業、ボランティア等、多様な主体と有機的な連携を図るなど、地域の人材の活用を一層進めます。
- ◇ 総合事業によるサービスの効果的な・効率的な提供を促進する観点から、多様な主体が事業の目的や実施すべきことを明確に理解する場を設けます、また、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取り組みの評価を行っていきます。
- ◇ 高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことは、その高齢者自身の介護予防につながるとともに、できる限り多くの高齢者が地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにもつながるよう努めます。

2 地域ケア会議の推進

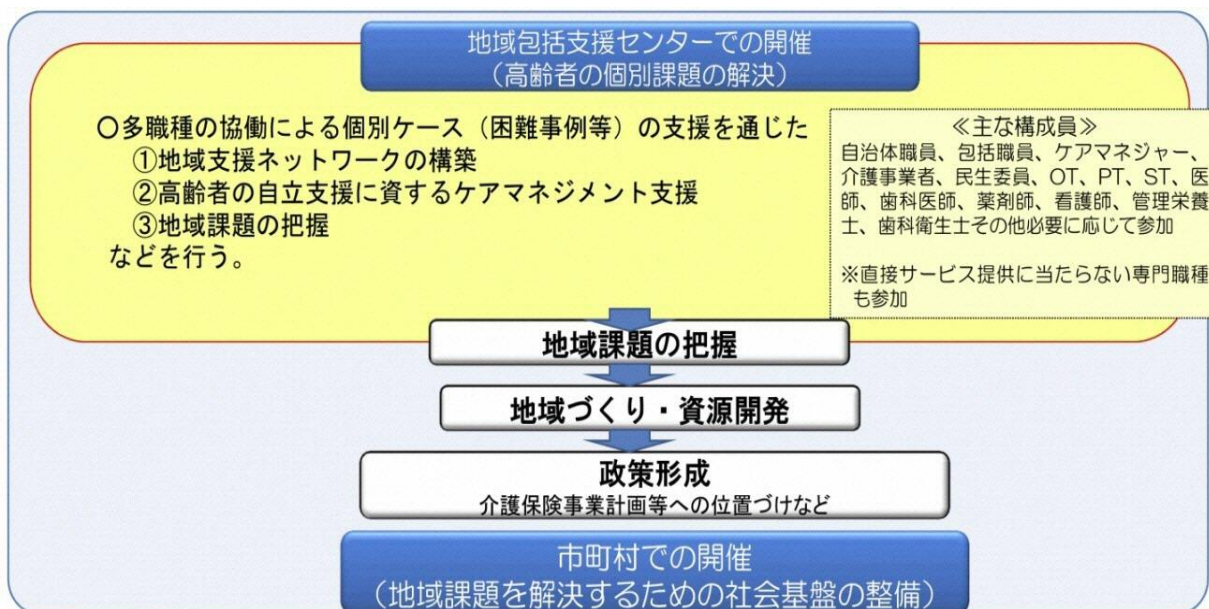
(1) 地域ケア会議の運営

【現状と課題】

- 支援を要する高齢者の多様なニーズに適切に対応するため、保健、福祉、医療等の有識者で構成された地域ケア会議を開催し、保健・福祉・医療サービスやインフォーマルサービス（住民主体の活動を含む）を含めた地域ケアの総合的な調整や提言を行っています。
- 地域ケア会議は、介護保険法において制度的に位置づけられ、多職種協働により、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策の形成」の5つの機能を有するとともに、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことが求められています。

【施策の方針】

- ◇ 今後も引き続き、地域ケア会議が円滑に実施できる環境を整えることにより、地域における住民主体の活動を含め、あらゆる観点から地域ケアの向上について検討し、サービスの総合的な調整や提言を行います。



出典：厚生労働省資料より

（２）地域ネットワーク会議の運営

【現状と課題】

- 介護保険事業者等に対して、個別ケース検討、連携強化、情報提供、サービスの質的向上を目的に実務担当者レベルで開催し、内容の充実を目的に各分野別の会議も開催しています。
- 実務担当者レベルの会議を開催することで、現場レベルでの連携強化、情報提供及びサービスの質的向上が図られています。また、各分野別会議を開催し、各分野の充実を図っています。
- 地域ケア会議における個別ケースの検討の際に行う課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、地域に不足する資源の開発や有効な支援策の普遍化等について検討することが重要となります。

【施策の方針】

- ◇ 今後ますます高齢者個人にあった自立支援の取り組みが求められることから、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備が必要になります。
- ◇ 個別ケースの支援の充実を目的とした会議の充実を図り、地域課題の把握や地域づくり、資源開発にもつながるよう取り組みます。

3 在宅医療・介護連携の推進

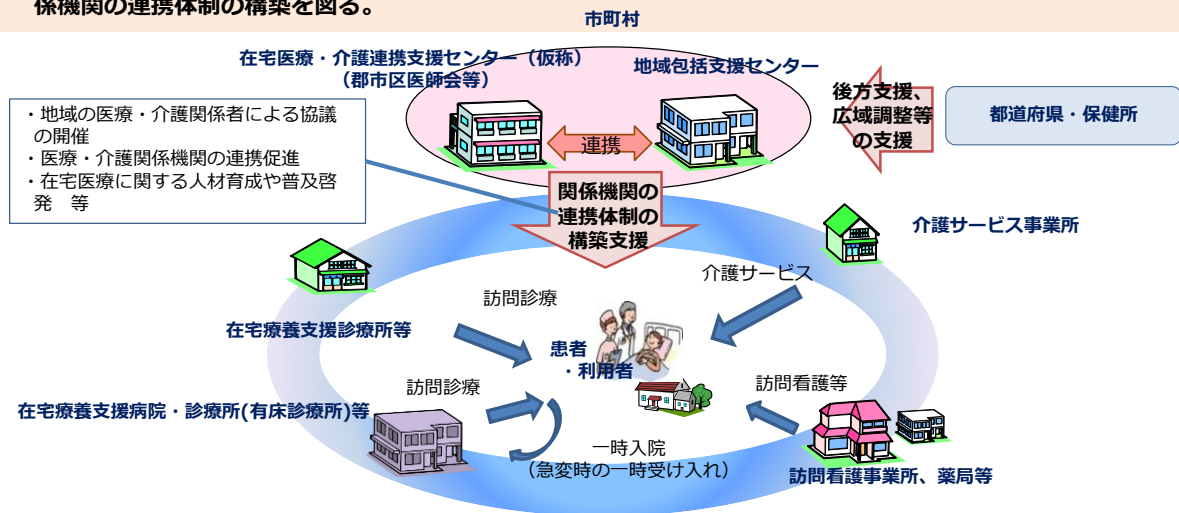
（１）保健・医療・福祉が連携した総合的・継続的なケアの提供

【現状と課題】

- 要介護者の多くは介護ニーズと医療ニーズを併せ持っています。ケアプラン作成時におけるケアマネジャーと主治医（かかりつけ医）との連携は勿論、保健・医療・福祉の分野が連携し、個人情報の保護に留意しつつ、情報を共有するとともにサービスの質の向上や安定的なサービスの供給に取り組んでいく必要があります。
- 現状、町内には在宅医療を提供できる体制がないことが課題となっています。しかしながら、令和５年の法改正により創設された医療法におけるかかりつけ医機能報告等を踏まえた協議の結果も考慮しつつ、市町村が主体となって、日常生活圏域に必要な在宅医療・介護連携のための体制を充実させていくことが求められています。
- 個々のケースにおけるケアマネジャーと主治医の連携については、在宅医療を受けられる体制の構築を進めていますが、関係者の時間的な制約などから必ずしも十分になされていない現状にあります。

在宅医療・介護連携の推進

- 疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要。
（※）在宅療養を支える関係機関の例
 - ・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
 - ・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時に一時的に入院の受け入れの実施）
 - ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
 - ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）
- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となつて、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図る。



1

出典：厚生労働省資料より

【施策の方針】

- ◇ 高齢化の進展に伴う疾病構造の変化などで医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加していることから、かかりつけ医の確保や他職種間及び医療機関との連携により、入院による急性期の治療からリハビリテーションを含む退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供することが必要です。そのためには、地域での医療・介護連携の強化が不可欠となっています。
- ◇ 医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の医師会等と連携しつつ在宅医療・介護連携の推進への取り組みを進めます。地域住民に対して、医療・介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、的確な情報提供及び分かりやすく丁寧な説明を行っていきます。

4 認知症施策の推進

(1) 地域密着型サービス等の充実

【現状と課題】

- 高齢者が認知症になっても希望を持って、住み慣れた地域の中で介護を受けながら暮らし続けることを可能とするためには、日常生活圏域において認知症対応型等の地域密着型サービスや住宅サービスの充実はもとより、介護保険施設の整備を推進して施設サービスを適切に提供することが必要です。
- 第6期計画期間において、新たに地域密着型特定施設入居者生活介護の有料老人ホーム1施設を整備するなど、本人や家族を支える体制が充実してきています。
- 認知症施策は、令和7年度までの6年間を対象期間とした国の認知症施策推進大綱の基本的な考え方とともに、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて推進していくことが必要となります。

【施策の方針】

- ◇ 要介護認定者数の増加、及びニーズを考慮して、既存の地域密着型サービス事業所等との連携強化を図ります。
- ◇ 介護サービス等の利用契約等にあたっての高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図り、市民後見人の育成・活用に取り組めます。

(2) 介護者に対する支援

【現状と課題】

- 町民福祉課の相談窓口と地域包括支援センターとで連携を図り、利用者を介護する家族等の介護者の負担を軽減する取り組みを強化しています。
- 利用者を介護する家族等の介護者の負担を軽減する体制構築を進めていますが、認知症に関する家族教室の開催や家族同士のピア活動への支援などは実施できていない現状にあります。

【施策の方針】

- ◇ 認知症に関する家族教室の開催、家族会組織等への支援に取り組めます。
- ◇ 認知症高齢者や家族を支援する相談支援や、適切なサービスが受けられるよう医療機関・介護サービス事業所と地域の支援機関との連携を強化してします。

(3) 認知症サポーターの養成及び見守り

【現状と課題】

- 認知症になっても家族や周囲の人の理解と気遣いがあれば、穏やかに住み慣れた地域で尊厳を持ち安心して暮らしていくことが可能です。
- 認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動に取り組むとともに、キャラバンメイトと連携して認知症サポーターの養成を進めています。参加者は増えてきているものの、近年は認知症サポーター養成講座が開催できておらず、キャラバンメイトの活動の場を創出できていない状況にあります。
- 徘徊高齢者等に対応するため、令和2年度に警察等関係機関及び近隣自治体と連携した見守りネットワークを構築しており、地域で見守る取り組みを実施しています。

【施策の方針】

- ◇ さらなる活動を推進するため、キャラバンメイトとの連携を図り、キャラバンメイト自らがサポーター養成に向け活動できるよう取り組みます。

(4) 認知症予防・早期支援の取り組み

【現状と課題】

- 認知症の主な原因疾患は、アルツハイマー病と脳血管障害です。近年、これらの疾患に関する因子が明らかになってきており、その予防法が提唱されてきています。当町では、「ふれあいサロン」等の健康教育の機会で、認知症予防の知識や方法の普及・啓発に取り組んでいます。
- 早期に発見し、診断、治療を始めることは、認知症の発症や進行を遅らせることができ、本人と家族が穏やかな暮らしを続けていくことにつながるため、軽度認知障害等への対応等、早期からの相談支援体制の構築を進める必要があります。また、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を明示することが求められています。

【施策の方針】

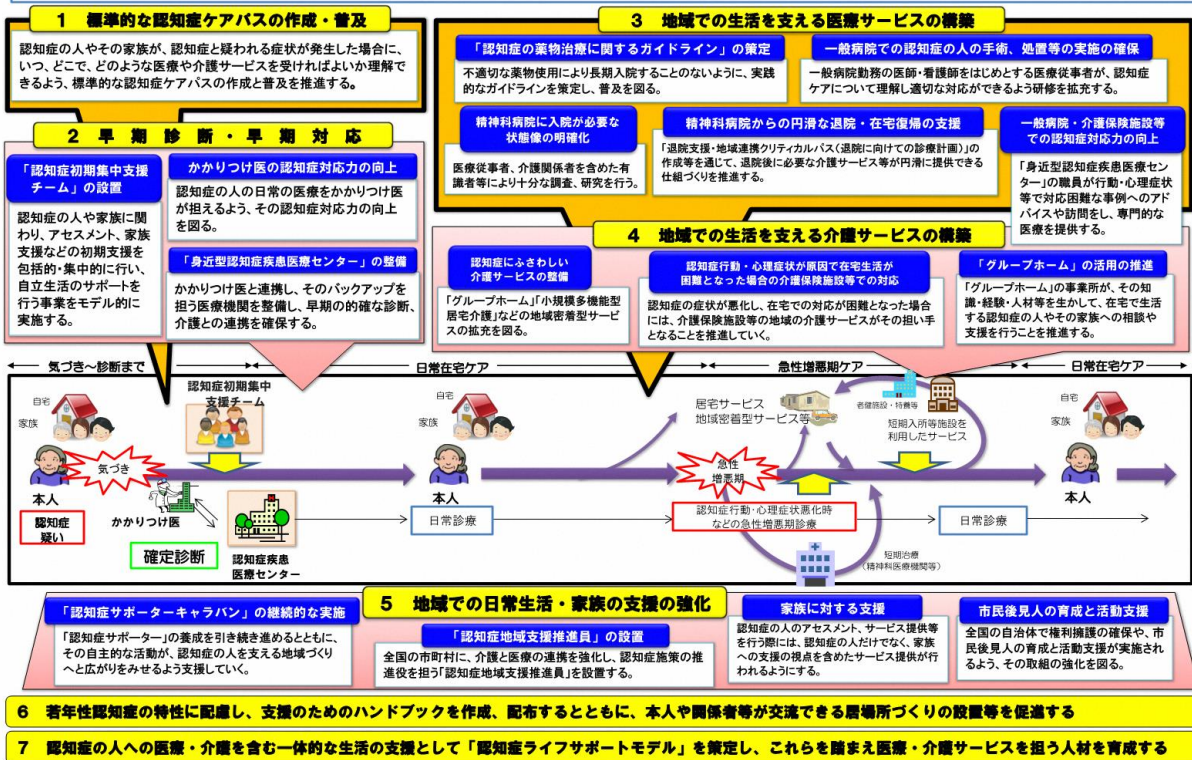
- ◇ 従来からの認知症予防の普及・啓発実践に加え、認知症の疑いのある高齢者を早期発見、早期支援するための新たな仕組みづくりを検討します。
- ◇ 認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行います。

- ◇ 認知症初期集中支援チームによる早期対応に取り組むとともに、地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所と地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員の配置していることから、今後も、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるように努めます。
- ◇ 認知症の方とその家族、地域住民や医療・介護・福祉専門職等の誰もが参加し、集うことができる場である認知症カフェについては、推進員の派遣等による支援を強化します。

『今後の認知症施策の方向性について』の概要

今後目指すべき基本目標－「ケアの流れ」を変える－

- 「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を構築することを、基本目標とする。



出典：厚生労働省資料より

（５）認知症施策推進の評価指標

○成年後見制度利用促進の取組

指標		令和５年度 (現状)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
市民後見人養成研修	開催回数（回）	0	0	1	1
	受講者数（人）	0	0	5	5

○地域の見守りネットワークの取組の推進

指標		令和５年度 (現状)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
高齢者等見守り 体制確保事業	登録者数（人）	4	5	8	10

○認知症サポーターの養成

指標		令和５年度 (現状)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
認知症サポーター 養成講座	開催回数（回）	0	1	1	1
	受講者数（人）	0	10	10	10

５ 高齢者虐待や権利擁護に対する取り組み

（１）高齢者虐待の早期発見・早期予防

【現状と課題】

- 高齢者への虐待は、高齢者虐待防止法が施行された平成18年度以降、増加傾向が続いています。令和３年度の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果（国公表）によると、全国における高齢者虐待の相談・通報件数は過去最多となっています。
- 虐待は高齢者の尊厳を冒すだけでなく、心身に重大な悪影響を及ぼす場合も少なくなく、深刻な問題となっています。また、高齢者虐待が発生する背景には家庭内における様々な要因が存在し、容易に解決することが困難な状況となっています。

【施策の方針】

- ◇ 高齢者虐待の対応窓口を町民に周知するとともに、地域ケア会議等での情報交換や研修、業種間での密な連携等の取り組みにより高齢者虐待の早期発見、早期予防を図ります。
- ◇ 虐待を行った養護者に対しても、相談・指導の実施や成年後見利用支援事業の体制整備などを通して経済的負担の軽減を図ります。

（２）権利擁護体制の充実

【現状と課題】

- 今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加することが見込まれていますが、各種手続きや金銭管理等を行うことが困難な高齢者が必要な支援やサービス利用につながないケースがあり、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。
- 市町村は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待の双方について、計画的に防止対策に取り組むことが重要とされています。

【施策の方針】

- ◇ 高齢者が住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者やその家族に必要な支援やサービスにつなぐための体制整備に努めます。
- ◇ 養護者に該当しない者からの虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止も、高齢者の権利擁護業務として対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化を図り、見守り・支援体制の充実と虐待を未然に防ぐ環境づくりを推進します。

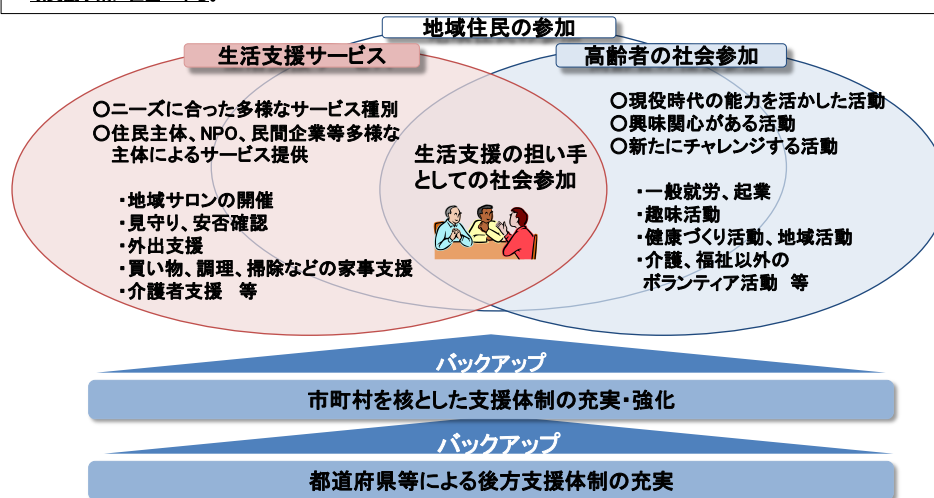
第4-2章 地域包括ケアを支えるサービス

1 生活支援サービス

- ◇ 自立生活に不安をもつ65歳以上の一人暮らし高齢者や要介護高齢者及びその家族等に対して、介護保険外のサービスを提供することで、安心して自立した生活が送れるように支援していきます。
- ◇ 自立生活に多少の困難をもつ、ひとり暮らし高齢者の孤独死を防止するために、民生委員をはじめとする地域での見守り体制を構築していきます。

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。
具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



出典：厚生労働省資料より

(1) 軽度生活援助事業

- ◇ 地域住民やボランティアが地域福祉に積極的に参加できるように体制づくりを図っています。
- ◇ 今別町社会福祉協議会へ委託し、冬期間の高齢者世帯の玄関周りの除雪等の軽度な生活援助を実施しています。

（２）緊急通報体制等整備事業

- ◇ 年間約３～５台の割合で福祉安心電話が新規設置されていますが、今後、益々需要が増え緊急時の連絡手段として活用されていくものと思われます。
- ◇ 緊急時の対応は、地区民生委員やボランティアの協力のもとに対応していますが、地域との協働は今後益々重要になってくるものと思われます。

（３）外出支援サービス事業等

- ◇ 高齢者等に対し、通院、通所等の外出の際に有償運送車両を提供する支援サービスは、関係団体の事業等と協調しながら支援していきます。

（４）日常生活用具給付等事業

- ◇ 介護保険以外の日常生活用具の給付については、町単独による紙おむつと杖の支給を実施していますが、住みなれた家庭や地域のなかで安心して暮らし続けることができるように住宅における福祉サービスを重視し、一層の充実を図っていきます。

２ 介護予防サービス

（１）要支援・要介護状態になることの防止（地域支援事業による介護予防事業）

【現状と課題】

- 介護保険制度は、それぞれの人が持つ心身の能力を活かしながら、できる限り自立した日常生活を営むことを目指すものです。平成18年度には制度全体を「予防重視型システム」へ転換し、自立生活の能力の悪化を防ぐ「介護予防」に資する事業として、要介護度の軽度の方（要支援１、要支援２）を対象とする「介護予防給付」と、介護予防・日常生活支援総合事業による「介護予防・生活支援サービス事業」、「一般介護予防事業」が行われています。
- 介護予防の取り組みについては、必要な方の早期発見、個人に合った適切な事業提供、継続的なサービス提供が十分ではなく、参加者の介護予防の評価も困難な状態です。
- 介護予防を効果的に実施していくため、対象者の早期発見から、事業への参加を通じて生活習慣の改善につなげるまでの統一的な流れの構築が必要です。
- 介護予防の効果をあげるには、住民自らが、理解を深め、積極的かつ継続的に日常生活の中で取り組んでいくことが重要ですが、現状において、住民や利用者からみた場合に、「介護予防に抵抗がある」、「介護予防のメニュー・効果を知らない」、「一人では継続が困難」などの課題が考えられます。

- 介護予防に関する住民への啓発等を重視した取り組みや、日常生活の中で自ら予防に取り組めるような支援に重点を置く必要があります。その際、住民が抵抗感なく参加できるためには、地域主体の活動を育てることが効果的です。
- 地域での介護予防の取り組みについては、保健師等の訪問による見守り及び活動への参加勧奨を行うとともに、通いの場での指導及び相談を行っています。しかし、住民主体の通いの場として、高齢者自身が担い手となって活動できるようにしていくための人材育成などの環境整備には取り組めていない状況です。

【施策の方針】

① 地域での介護予防の取り組みに対する支援

- ◇ 地域における介護予防サービス活動について、利用者が自分に合ったものを選択でき、多様なものが実施されるよう、地域団体等や、地域において活動しているリーダー等の人材育成や支援（研修等）を強化します。
- ◇ 地域の持っている資源（人材）を活用した取り組みとして、看護師等の資格を持つボランティアを地域の集会などに派遣し、健康づくりや介護予防について相談や助言の機会を広く設けることを検討していきます。
- ◇ 見守り推進員(仮称)は民生委員等による地域見守り活動とも連携を図り、閉じこもりがちな方に対する介護予防の啓発や地域活動等への参加勧奨も併せて展開していきます。
- ◇ 元気な高齢者等が身近な地域で日常的に生きがいの保持と健康の維持増進ができるよう、地域団体等の協力を得て、地域奉仕活動（清掃や花壇の手入れなど）やレクリエーション活動（ラジオ体操やウォーキングなど）が広まるように努めます。
- ◇ 高齢者が参加できるボランティア活動の情報を提供している社会福祉協議会に加え、地域包括支援センターで地域の活動の情報提供を検討します。
- ◇ 各地区独自の健康づくりや、公園や散策路等の活用など、地域で健康づくりができる環境整備に取り組んでいきます。
- ◇ 地域の集会所等の、既存の資源を活用した地域の取り組みを支援していきます。
- ◇ 参加者が増えるように、人材育成などの環境整備に努めます。

② 介護予防ケアマネジメントの実施

- ◇ 介護予防・生活支援サービスの対象者の把握については、基本チェックリストを活用するほか、閉じこもりがちな方も早期発見できるよう、地域見守り活動などと連携し、積極的に実態把握に努めます。
- ◇ 対象者に決定された方に対しては、介護予防ケアマネジメントを実施し、個別の状況に応じた介護予防につなげていきます。

- ◇ 介護予防ケアマネジメント(事前評価、予防プランの作成、事後評価)の実施にあたっては、個別の状況に応じて利用者自身が、活動性が向上した後の自らの積極的な生活のイメージができ、意欲が湧く目標設定を行うとともに、無理なく予防サービスを継続できるよう、予防プラン作成者やサービス従事者等への研修・指導を進めていきます。

③ 介護予防・生活支援サービス事業の推進

- ◇ 介護予防・生活支援サービス事業については、対象者が抵抗なく介護予防に参加できるよう、各地区で行われている各種集会等に積極的に出向き、講座・教室等の機会を設け、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上の指導など、介護予防に一層効果があるような新たな内容を加えて提供します。
- ◇ 地域包括支援センターとの連携を図りながら、必要に応じてリハビリテーションに関する専門相談や保健師などの専門職による訪問指導を実施します。
- ◇ リハビリテーションの専門相談の実施体制の整備に努めます。
- ◇ 高齢者の保健事業との連携や一体的実施の取り組みも進めていくことで、より幅広い対象に対して介護予防の取り組みを行い、健康寿命の延伸を目指します。

④ 一般介護予防事業の推進

- ◇ 地域の実情に応じた効果的な介護予防の取り組みを推進する観点から、介護予防事業の見直しが行われました。高齢者を対象とした、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域の自発的な介護予防に結びつくように健康づくりや介護予防の普及啓発に向けた講話や各種教室を行います。

(2) 要支援者への対応（予防給付）

【現状と課題】

- 平成18年度より介護サービスを受けた軽度認定者の状態が改善・維持されることを重視し、重度化を防止するために予防給付が創設されました。
- 予防給付では、要支援1～2を対象とし、例えば、介護サービス内容に運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上等のメニューを取り入れることで、介護予防の取り組みがより強化されています。
- 個々の人の状態の特性を踏まえながら、利用者が自ら生活機能向上のための目標を持ち、主体的に適切なサービスを利用していけるよう予防プランを作成します。

【施策の方針】

① 介護予防ケアマネジメントの充実

- ◇ 介護予防ケアマネジメント(事前評価、予防プランの作成、事後評価)の実施にあたっては、個別の状況に応じて、利用者自身が、活動性が向上した後の自らの積極的な生活のイメージができ、意欲が湧く目標設定を行います。
- ◇ 予防給付の対象とされた方でも、利用者の状態等を踏まえた適切なケアマネジメントのもと、本人のできることはできるだけ本人が行うことを基本に、必要な介護サービスを提案していきます。
- ◇ 介護予防ケアマネジメントについては、住民に身近な総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて介護保険以外の多様な地域活動・事業も考慮しながら実施します。
- ◇ 介護予防ケアマネジメント(事前評価、予防プランの作成、事後評価)の実施では、利用者が無理なく予防サービスの利用を継続できるよう、予防プラン作成者やサービス従事者等への研修・指導を進めていきます。
- ◇ 町では、介護予防についてわかりやすく住民・利用者に広報・啓発を行うほか、地域包括支援センターの窓口で相談を受けます。

② 介護予防サービスの質の確保

- ◇ 介護予防サービスの提供については、介護予防ケアマネジメントにおいて設定した目標の達成について事業者毎に継続的に評価し、地域包括支援センターと連携して町がサービス提供事業者を指導し、サービスの質を確保していきます。
- ◇ 民間事業者の創意工夫により効果的な介護予防プログラムを推進することができるよう、事業者に対する情報提供や研修など支援体制を強化していきます。

(3) 介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

【現状と課題】

- 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。
- かつては要支援者に対して予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、介護予防通所介護（デイサービス）は、市町村の実施する地域支援事業の総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、既存の訪問介護事業所・通所介護事業所や、民間事業者、NPO、ボランティアなどの住民等が参画するような多様な主体によるサービスを総合的に提供する仕組みとなっています。

【施策の方針】

- ◇ 総合事業の実施にあたっては、NPOやボランティア活動との有機的な連携を図るなど、地域の人材を活用していくことが重要となります。また、高齢者の地域での社会参加の機会を増やしていくことが、その高齢者自身の介護予防にもつながるとともに、できる限り多くの高齢者が地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながるよう努めます。

ア) 介護予防・生活支援サービス事業

- ◇ <対象者> 要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者

<事業内容>

事業	内容
訪問型サービス	対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する。
通所型サービス	対象者に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供する。
その他の生活支援サービス	対象者に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供する。
介護予防ケアマネジメント	対象者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う。

イ) 一般介護予防事業

- ◇ <対象者> 第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者

<事業内容>

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

（４）自立生活への支援や介護予防等に関する取り組み及び目標設定

- ◇ 高齢者一人ひとりがその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、重度化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に応じて、具体的な取り組みを進めることが極めて重要であることから、次のとおり目標を設定します。

取り組み	現状（令和４年度）	目標（令和８年度）
各地区会館に住民主体の通いの場を立ち上げ、百歳体操を主とした介護予防事業を実施し、自立した日常生活を送る高齢者の増加を目指す。	２か所 （１か所当たり１２人以上参加）	６か所 （１か所当たり１０人以上参加）
通いの場や介護予防事業等への専門職の派遣の実施	実施	実施

3 保健サービス

(1) 健康教育

【現状と課題】

- 年齢・ライフステージ等に応じて、広く住民を対象に、栄養や運動をはじめとした健康に関する正しい知識を広めることにより、住民の生活習慣病等の予防を目的に実施しています。

【施策の方針】

- ◇ 今後も健康増進法や健康日本21・健やか親子21計画に基づき、生活習慣病予防の事業に取り組んでいきます。

(2) 健康相談

【現状と課題】

- 総合健康相談事業（窓口相談）と重点健康相談事業（健診時及び事後相談）として、健康相談を実施しています。

【施策の方針】

- ◇ 今後も、健康増進法や健康日本21・健やか親子21計画（第2期計画）に基づき、メタボリックシンドロームの概念を導入した健診事後フォローについての取り組みを推進します。

(3) 健康診査

【現状と課題】

- 成人期の疾病の予防と介護予防を通じて健康寿命の延伸を図ることを目的に、各種の保健事業を行っています。生活習慣病は長年の生活習慣の積み重ねにより発生することから、若年者に対しても健康診査を実施しています。
- 健診体制等については、各種健診機関と連携して充実を図るとともに、多様なニーズにも応えています。実施方法としては、健康診査とがん検診を同時に受診できるセット健診や休日開催、地域での集団健診、個別健診など、高齢者の方にも受診しやすい健診の実施に努めています。

＜各種健（検）診の受診率＞

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
①特定健康診査	38.8%	41.8%	40.6%	38.8%
②後期高齢者健診	17.6%	24.6%	22.9%	22.1%
③胃がん検診	18.4%	27.5%	32.6%	30.8%
④肺がん検診	17.7%	39.1%	29.4%	26.9%
⑤大腸がん検診	16.3%	35.9%	30.0%	27.3%
⑥子宮がん検診	25.9%	19.2%	20.0%	21.9%
⑦乳がん検診	35.0%	24.1%	25.6%	26.2%

【施策の方針】

- ◇ 今後も、特定健診（40～74歳、国保被保険者）や後期高齢者健診（後期高齢者医療の被保険者）、健康増進法に基づくがん検診等について住民への周知を徹底し、受診率の向上を図り、生活習慣病の予防・早期発見や対策に取り組めます。

4 今別町社会福祉協議会のサービス

（１）今別町社会福祉協議会の活動

【現状と課題】

- 社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会を構築するため、それぞれの地域において住民福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整、社会福祉向上を図るための事業を推進しています。
- 具体的には、地域や近隣の住民が一人暮らし高齢者等の安否確認・友愛訪問等を実施し、住民参加による地域福祉活動を推進しています。
- 今別町社会福祉協議会は、昭和26年に設立され、昭和55年には他町村にさきがけて、社会福祉法人となり、現在は理事8名、評議員9名、監事2名、顧問2名で構成されています。職員の配置は、事務局長、地域福祉活動コーディネータ外2名となっています。
- 活動の原則として、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民参加のまちづくりを推進し、福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利組織です。
- 地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、住民主体の理念に基づいて、地域福祉の課題解決に取り組み、町民が安心して暮らせるまちづくりの実現をめざし、地域福祉推進の中核的役割を果たしています。
- 今別町社会福祉協議会は今後、人材養成と保健・医療・教育・地域といった関係機関等との連携の強化を図っていきます。

<今別町社会福祉協議会の高齢者の福祉に関する活動>

事業名又は活動名	事業内容又は活動内容	直 営 ・ 受託別
福祉安心電話サービス事業	ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯等に対し、緊急時の支援活動や相談を緊急通報装置によりで対応しています。	受 託
ふれあい福祉センター 総合相談所事業	住民の抱える生活・福祉問題やニーズ等、総合的に相談を受け止め、専門・一般相談により問題解決へ向けて援助活動を行うことを目的に設置しています。	受託・直営
在宅高齢者等除雪支援事業	大雪による災害を未然に防ぐため、住民参加により、自力で除雪困難な高齢者の利用世帯の除雪支援を行っています。	直 営
ふれあい移送サービス事業	既存の交通手段を利用できない高齢者や障害者等を町内限定で、通院・通所等の送迎を有償運送車両により支援しています。	直 営

【施策の方針】

- ◇ 一人暮らし高齢者や高齢者世帯、日中の独居高齢者が増加傾向にある中、今別町社会福祉協議会は今後も様々な切り口を通して、誰かと何らかの形でつながっていけるように活動を展開していきます。
- ◇ 在宅介護においては、介護する側へのサポートや周囲の理解も重要になります。介護や認知症は他人事ではなく、自分の事として考え、理解を深めていただくための研修等にも力を入れていきます。
- ◇ 行政、地元自治会、民生委員・児童委員や介護保険事業所等とも連携し、見守り活動や相談活動に力を入れていきます。

5 住民主体の機関が提供するサービス

(1) 民生委員・児童委員

【現状と課題】

- 民生委員・児童委員は、常に地域の実情を把握し、相談や生活支援などの活動に取り組んでいます。また、地域福祉活動の中心的な担い手として、日頃から支援の必要な人をはじめ、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに努めています。
- 独居高齢者や引きこもり高齢者、高齢者の孤独死、認知症高齢者の増加、高齢者の詐欺被害等の問題など、支援の内容が複雑かつ多岐にわたっています。

<民生委員・児童委員の人数の推移>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民生委員・児童委員	15人	13人	13人	14人
主任児童委員	2人	2人	2人	2人

【施策の方針】

- ◇ 住民からの相談に対する援助や支援活動をより適切なものにするために、研修の機会を増やすなど、地域における情報収集や、活動のためのスキルを高めていきます。

(2) 食生活改善推進員

【現状と課題】

- 食生活改善推進員は、町民が老後も元気で暮らせるよう、介護予防を意識した取組として、生活習慣病やフレイル予防の食事に関する講習会や調理実習を実施し、日々の健康づくりに寄与するような食生活改善のための普及啓発活動を行っています。
- 高齢化率の増加に伴い、介護を必要とする人が増えてつつあります。早い段階から生活習慣病予防やフレイル予防に取り組むことで、介護予防に繋がるとは思われますが、講習会に参加される方はほとんどが高齢者というのが現状です。

<食生活改善推進員の人数と研修会等の開催実績>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
食生活改善推進員	12人	15人	14人	14人
研修会等の開催	17回	8回	5回	8回

【施策の方針】

- ◇ 会員自らのスキルアップのため、研修会に参加し、最新の知識を身につけて事業に取り組めるように努めます。
- ◇ 今後は若い年齢層の参加率を高めるため、会員相互の連絡を密にしつつ、講習会の周知に力を入れていきます。

第4-3章 高齢者の社会参加の促進

1 社会参加活動環境・自立環境づくり

- 高齢者がなんらかの介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民が共に助け合い、支え合う地域コミュニティを構築する必要があります。それは、寝たきりや認知症といった高齢社会が抱える問題に対し、介護保険サービスや市町村等が行う各種福祉サービスのみならず、ボランティア等の住民自らの主体的な活動により、高齢者が在宅で自立した生活を送れるようにすることです。
- そのためには、地域住民が福祉の担い手として、高齢社会の課題に対応していく大きな力となる必要があります。地域の住民組織との協力、保健・医療・福祉関係者等の連携により、住民が参加しやすく、活動しやすい環境を作ることが求められます。
- 皆が輝いている長寿社会の実現には、高齢者自身が長年にわたって培ってきた豊かな知識や経験等を活かして、地域社会を支える一員として積極的にその役割を果たしていく社会づくりが必要です。そのためには、壮年期から自身の生活面や経済面等のライフプランを描いておくことが重要です。
- 高齢者の社会活動に関する啓発、情報提供・相談体制の整備と指導者養成等の基盤整備を図る必要があります。

(1) 老人クラブの活動

【現状と課題】

- 老人クラブ会員が老後の生活を健康で豊かなものにするために実施している教養の向上やレクリエーション等の各種社会参加活動に対して、支援を提供しています。

<老人クラブ数と会員数>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
老人クラブ数	16クラブ	16クラブ	15クラブ	15クラブ
会員数	352人	318人	286人	280人

【施策の方針】

- ◇ これから本格化する超高齢化社会を楽しく安心して暮らしていくためには、身近な仲間と支え合いながら、住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。高齢者が健康で自立していけるような体制づくりを目指します。

(2) 今別町ボランティア

【現状と課題】

- ボランティア活動等については、広く住民が機会と場所及び分野を問わず、自主的にその個性に応じて、容易に活動に取り組むことができる環境の整備が重要です。本町では、福祉に関するボランティア活動を中心に、相談、情報提供、ボランティア活動団体との連絡調整等の事業を行っています。
- ボランティア連絡協議会加盟団体の会員を中心に、社会福祉施設の訪問、清掃活動、行事参加などを実践しています。しかし、会員数は年々減少する傾向にあります。
- 今別町社会福祉協議会の事業として、高齢者昼食会を年5回実施しており、主に昼食の調理を担当し、その活動は好評を得ています。

団体名	事業名	活動内容
今別町ボランティア (連絡協議会加盟団体 会員数：60名)	福祉事業に対する ボランティア活動	一人暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯会食サービスの昼食調理、道路のゴミや町施設の清掃、社会福祉施設での行事・事業支援を行う。

<ボランティア団体名>

○今別婦人会ボランティア	○浜名二股ひなぎくボランティア
○民生委員児童委員	○今別町赤十字奉仕団
○はまなすラインボランティア	○食生活改善推進員会ボランティア

【施策の方針】

- ◇ 福祉に関するボランティア活動についての相談、情報提供、活動団体との連絡調整等の事業を通じて、高齢者の社会参加や生きがいの促進を図るとともに、高齢者自らが福祉の担い手となれるよう体制や環境を整備していきます。
- ◇ 本町におけるボランティア活動が今後も維持されるよう、各活動団体への支援を継続するとともに、新規参加者の確保に向けた働きかけに努めます。

(3) 高齢者の就業支援

【現状と課題】

- 少子・高齢化が急速に進展する中で、明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、長年の経験と知識を生かして、できるだけ多くの高齢者が社会に支えられる側から支える側に回ることが必要です。将来的に、高齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる地域社会を実現していく必要があります。

【施策の方針】

- ◇ 高齢者の活力を維持し活用していく観点から、全ての意欲と能力のある高齢者が、何らかの形で65歳まで働き続けることができる仕組みの構築を支援します。また、定年退職後等の高齢者がその意欲と能力に応じて社会に貢献できるよう、地域に根ざした高齢者の雇用・就業対策の充実のほか、有償での取り組みも含めた様々なボランティア活動や就労的活動による社会参加の促進に取り組めます。

第4-4章 福祉のまちづくり推進

1 福祉のまちづくりに向けた啓発の推進

(1) 啓発活動

【現状と課題】

- 高齢者や障害者が安心して快適に生活できる、いわゆる「やさしいまち」の基本的要件は、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることです。
- 21世紀の超高齢化社会におけるこれからのまちづくりは、ノーマライゼーションの理念に基づいて、社会生活を営むうえでの物理的、社会的、制度的及び心理的な障壁を除去（バリアフリー）し、高齢者や障害者等に配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくものでなくてはなりません。
- 福祉のまちづくりが高齢者や障害者だけでなく、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるということについて、住民の認識を深めていく必要があります。

【施策の方針】

- ◇ 今後も、この計画の趣旨にのっとり、町域全体にわたって道路・建築物等のバリアフリー化を促進するため、町立の建築物や町道の改修を一層進めるとともに、事業者等に助言・指導あるいは要請を行います。

2 高齢者の居住の安定の確保

(1) 地域密着型特定施設等の活用

【現状と課題】

- できる限り住み慣れた地域での生活を継続することが多くの高齢者の願いです。今後、一人暮らしの高齢者が増え、さらに困窮者や認知症の高齢者も増加することが見込まれる中であって、一人ひとりが住み慣れた地域での生活を継続できるよう住まいを確保し、それを支えていくことが求められています。そのためには、高齢者のニーズに応じて既存の施設やサービス基盤を組み合わせながら活用し、施設入所待機者の解消を図るなど、高齢者の居住の安定の確保に計画的に取り組むことが必要となっています。

【施策の方針】

- ◇ 今後も、町内の高齢者が安心して日常生活を行えるよう、地域密着型の生活介護サービス事業者との連携を強化します。
- ◇ 持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応サービスを提供する公営住宅等の供給などの支援の充実についても、役場内の他部署や青森県と連携して検討していきます。

（２）養護老人ホーム

【現状と課題】

- 養護老人ホームは、65歳以上で身体、精神、環境及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な方を養護老人ホームで養護し、健全な日常生活の確保や社会復帰の支援を図る施設です。
- 介護保険制度を優先して利用するため、現在は当該施設への入所者はいない状況となっています。

【施策の方針】

- ◇ 町内には当該施設がなく、今後も設置予定はありませんが、居住に困難を抱える高齢者については、必要に応じて近隣市町の養護老人ホームや軽費老人ホーム等の施設への入所についても支援するなど、柔軟な対応を図っていきます。

3 防犯・防災対策

（１）災害時や感染症発生時等における高齢者への支援

【現状と課題】

- 大規模災害時における住民の「自助」、地域の「共助」と、行政による「公助」とが一体となった防災体制の推進に努めています。
- 高齢者や障害者などの災害時要援護者の迅速かつ安全な避難誘導については、地域での人的な支援が不可欠であり、自主防災組織や消防団、警察が連携した避難誘導システムの確立を行うとともに、災害時における迅速な安否確認体制を確立します。
- 災害時における高齢者等要援護者の支援や安否確認が迅速に行えるように、平成26年3月に「災害時要援護者支援システム」を導入し、災害時要援護者の登録を進めています。
- 自主防災組織には名簿を提供し、災害時要援護者の支援・安否確認が行える体制を整備しています。

- 災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務付けられました。
- 近年増加しています消費者トラブル等の問題に取り組む必要があります。

【施策の方針】

- ◇ 今後も自力での避難が困難と予想される高齢者等を対象に災害時における安否確認や避難誘導、さらには災害情報の提供など迅速かつ円滑に実施する体制づくりを推進します。
- ◇ 介護サービス事業者の施設・事業所における災害や感染症の発生時に必要な物資の備蓄の確保を促し、県や関係団体との連携による支援・応援体制を整えます。
- ◇ 介護サービス事業者に対して、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施に関する必要な助言及び適切な援助を行います。
- ◇ 安全に生活するための環境整備として、防犯や消費者トラブル対策等を進めます。

（２）高齢者の孤独死防止の取り組み

【現状と課題】

- 核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし（独居）の高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者が地域社会から孤立して生活することによる高齢者の孤独死が社会的に問題になっています。
- 当町においても独居高齢者や高齢者世帯等が増加しており、そのような高齢者世帯を支援するためには、公的機関だけでなく、地域における自治会組織やボランティアによる安否確認が重要となってきます。
- 独居高齢者や高齢者世帯などを支援するため、行政サービスだけでなく民生・児童委員や近隣住民による見守りを行う体制が構築されています。また、農協や郵便局、配食サービスなどの一部の民間事業者も見守りに積極的に関わっています。

【施策の方針】

- ◇ 地域の虚弱な高齢者を支えていくために、引き続き、民生・児童委員や各地区の住民、民間事業者も含めた地域ぐるみの理解と協力が得られる環境づくりを進め、見守り支援を継続します。

第4-5章 介護保険サービスの事業量推計

各サービスの概要と、国の「地域包括ケア『見える化』」システムの将来推計機能により推計を行ったサービスごとの量の見込みについて、以下のとおり掲載します。

1 居宅サービス

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、訪問介護員等が要介護者等の自宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護や、調理・掃除等の生活援助等を行うサービスで、在宅で自立した生活を営むために最も重要なサービスの一つです。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	46,186	49,192	54,351	54,419	54,419	5,903
	回数(回)	1,194.1	1,174.0	1,285.4	1,285.4	1,285.4	152.4
	人数(人)	40	38	40	40	40	12

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、寝たきり等で入浴の困難な重度の要介護者等の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るために、要介護者等の自宅を入浴車で訪問し、浴槽を持ち込み入浴の介護を行うサービスです。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	299	0	0	0	0	0
	回数(回)	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	1	1	1	0
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(3) 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が要介護者等の自宅を訪問して、安心して療養生活を送れるよう療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	2,159	2,148	1,013	1,014	643	0
	回数(回)	11.1	28.8	13.2	13.2	9.0	0.0
	人数(人)	6	6	5	5	4	0
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	1	1	1	0
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	679	810	765	766	766	0
	人数(人)	6	7	6	6	6	0
予防 給付	給付費(千円)	16	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

（６）通所介護（デイサービス）

通所介護サービスは、要介護者等をリフト付きバス等で送迎し、デイサービスセンターに來所してもらい、入浴や食事提供等の日常生活上の世話または心身の機能の維持・回復を図るために行うサービスです。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	6,576	10,723	6,193	6,201	6,201	591
	回数(回)	65	105	61.6	61.6	61.6	6.6
	人数(人)	10	13	10	10	10	1

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

（７）通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

（デイケア）

通所リハビリテーションは、老人福祉施設・病院などで、心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	1,583	1,359	1,784	1,786	1,786	0
	回数(回)	19.9	17.2	20.4	20.4	20.4	0.0
	人数(人)	3	2	3	3	3	0
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

（８）短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、要介護者等を特別養護老人ホーム等に一時的に入所させ、日常生活上の世話や機能訓練を行い、介護者の負担軽減を図るサービスです。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	14,212	21,724	18,999	19,023	19,023	6,190
	日数(日)	169.8	264.7	225.5	225.5	225.5	78.8
	人数(人)	6	10	9	9	9	3
予防 給付	給付費(千円)	6	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

（９）短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要介護者等を介護老人保健施設や病院等に一時的に入所させ、看護や医学的管理のもとに行われる日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

<短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護（老健）>

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	187	0	0	0	0	0
	日数(日)	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

<短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護（病院等）>

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

<短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護（介護医療院）>

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入所し、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活、機能訓練及び療養上の支援を行います。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者等の心身の機能の低下を補い、日常生活の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	5,126	5,029	4,998	4,998	4,614	519
	人数(人)	34	34	35	35	33	7
予防 給付	給付費(千円)	229	201	171	171	171	136
	人数(人)	6	6	5	5	5	4

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(12) 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

要介護者等の日常生活の自立を助けるために必要と認められた場合に、腰掛便座や特殊尿器、入浴補助用具等の福祉用具の購入に要した経費(支給限度基準額:10万円/年)の9割が支給されます。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	254	0	0	0	0	0
	人数(人)	1	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費(千円)	87	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(13) 住宅改修費／介護予防住宅改修費

要介護者等の心身の状況、住宅の状況等から、要介護者の日常生活の自立に必要と認められた場合に、手すりの取り付けや段差の解消、引き戸への扉の取替え等の改修工事に要した経費（支給限度基準額：20万円）の9割が支給されます。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	220	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費(千円)	67	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(14) 居宅介護支援／介護予防支援

介護サービス等の適切な利用ができるよう、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行います。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	12,433	11,226	8,925	8,936	8,496	3,730
	人数(人)	71	63	51	51	49	24
予防 給付	給付費(千円)	326	329	277	277	277	222
	人数(人)	6	6	5	5	5	4

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

2 地域密着型サービス

(1) 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回して訪問介護を行うほか、緊急時に利用者の通報を受けヘルパーが急行します。

当町では過去の実績はなく、本計画期間における整備計画も行わないこととします。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(2) 地域密着型通所介護

通所介護と同内容のサービス（入浴や食事提供等の日常生活上の世話、又は、心身の機能の維持・回復を図るために行うサービス）を実施します（介護保険法の改正で、18人以下の小規模事業所が、地域密着型サービスに位置づけられたものです）。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	10,585	10,167	9,898	9,911	10,227	4,587
	回数(回)	117.1	113.3	109.3	109.3	113.3	50.3
	人数(人)	19	19	18	18	18	7

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(3) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、デイサービスセンター等に通い、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活の支援及び機能訓練を行います。

本計画期間における新たな施設整備は行わないこととします。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(4) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」(デイサービス)を中心に、必要に応じて「訪問」(ホームヘルプサービス)や「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせ受けるサービスです。

本計画期間における新たな施設整備は行わないこととします。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

（５）認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、比較的軽度の認知症の要介護認定者が、共同生活を営みながら入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスです。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	53,266	59,754	73,643	73,736	73,736	73,752
	人数(人)	18	19	23	23	23	23
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

（６）地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等に入所し、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活、機能訓練及び療養上の支援を行います。

本計画期間に新たに施設整備を検討します。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	63,527	64,105	71,499	71,590	71,590	71,590
	人数(人)	27	27	29	29	29	29

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

（７）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活及び療養上の支援を行います。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	2,303	0	3,199	3,203	3,203	0
	人数(人)	1	0	1	1	1	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

（８）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体又は密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	8,559	5,787	6,976	6,985	6,985	3,703
	人数(人)	3	2	2	2	2	1

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

（９）看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで1つの事業所から一体的にサービスを提供します。

当町では過去の実績はなく、本計画期間における新たな施設整備も行わないこととします。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

3 施設介護サービス

多くの高齢者は、自宅で暮らし続けることを望んでいます。介護保険制度も、そうした高齢者自身の要望に応え、できる限り自宅で自立して暮らせるよう支援していくことを目的としています。従って、施設サービスの利用を当然視するのではなく、在宅サービスを利用しても在宅生活が困難な場合に、施設サービスを利用することを想定しています。このことから、「できる限り在宅で自立して暮らす」ことを目的とし、在宅サービスの効果的な使い方・中身を重視する必要があります。

介護保険制度施行以降、待機者は急増しており、中には別の施設にも申込みするなど早期入所を希望する待機者も増えています。施設では、介護度、在宅での介護状況等を勘案して入所判定を行う判定委員会を設置しています。在宅での生活、介護を基本に、申込み者の基本状況調査や判定委員会等との連携強化を図りながら順次、緊急度の高い方を入所させていくこととしています。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、要介護認定者の自宅復帰を念頭に置きつつ、施設サービス計画（施設ケアプラン）に基づき、入浴・排せつ・食事・相談など日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話を行う施設サービスです。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	157,726	143,073	159,516	159,718	159,718	159,718
	人数(人)	55	50	55	55	55	55

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設は、病状が安定している高齢者が、在宅復帰をめざし看護・介護サービスを中心とした医療ケア・リハビリテーション・生活支援を受ける施設サービスです。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	27,724	38,270	29,607	29,644	29,644	29,644
	人数(人)	8	14	10	10	10	10

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(3) 介護医療院

長期にわたり療養が必要で、日常的に医学的な経過観察や指導、リハビリテーション、看取り等が必要な方の受け入れと、日常生活の世話を行うことを目的とした「医療」と「生活施設」両方の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、2018（平成30）年4月に創設されました。

介護療養型医療施設が令和6年3月末に全面廃止となり、介護医療院への転換を完了しています。

区分	単位	実績	見込	計画			将来推計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護 給付	給付費(千円)	4,108	4,150	4,208	4,213	4,213	4,213
	人数(人)	1	1	1	1	1	1

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

4 介護サービスの質の確保・向上

(1) サービスの質の確保・向上及び介護給付の費用適正化

① サービスの質の確保・向上

介護サービス事業者との連携・支援に取り組み、事業者自身のサービスの自己評価の取り組みや福祉サービス第三者評価の受審を支援しながら、介護サービスの質の向上を図ります。

② 人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進

地域包括ケアの構築にあたっては、質の高い人材を安定的に確保するための取り組みを講じていくことが必要です。加えて、少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、介護サービスの質の向上とともに職員の負担軽減や職場環境の改善などの生産性の向上の推進に取り組んでいくことが不可欠となります。

地域に必要な介護人材の確保に向けて、国や県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境改善のための方策について検討し、取り組みを進めます。

③ 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、実施主体が保険者である当町であり、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むことが重要とされています。

介護サービス事業者等に対しては、介護保険制度改革や介護報酬改定等の情報を周知し、利用者に適切なサービスを提供できるよう指導し、介護給付の適正化を図ります。また、介護給付の不合理的な地域差の改善や介護給付の適正化に向けて、県と協議を行っていきます。

④ 事業者指導の強化

保険者機能の強化として町に付与された立入調査権を効果的に実施していくためにも、個別指導や集団指導などの実地指導を行い、併せて、調査状況の公表や介護給付費通知の実施など、抑止効果のある対応も行っていくなど、事業者指導の強化を図ります。また、個人情報の保護の取り扱いについても、関係団体と協調して取り組み、各事業者が適切に対応していける体制を確立していきます。

地域密着型サービスについては、事業者指定とともに、指導及び監督も直接町が行うこととなります。また、指定運営基準等についても、町が国の基準を一定の範囲内で変更することが可能となります。これらの権限を効果的に行使して適切な事業運営の確保を図ります。

ケアマネジャーに対しては、専門知識やケアマネジメント能力の向上のための研修会の開催や、地域包括支援センターを中心とした相談体制による処遇困難ケース等への対応支援を行っていきます。

（２）適正化への取り組み及び目標設定

利用者が真に必要とする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築を目的に、介護給付等の適正化への取り組みを実施するとともに、取り組み状況について公表します。

取り組み・事業	令和６～８年度の各年度の目標
要介護認定の適正化	認定調査結果の全件実施
ケアプランの点検	年間３件の点検実施
住宅改修等の点検	現地確認及び書類確認を全件実施
縦覧点検・医療情報との突合	国保連に委託し、点検・突合を実施
介護給付費通知	３ヶ月ごとに年４回実施

第5章 サービスの事業費と保険料設定

1 給付費の見込み

(1) 介護給付

単位：千円	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅サービス			
訪問介護	54,351	54,419	54,419
訪問入浴介護	0	0	0
訪問看護	1,013	1,014	643
訪問リハビリテーション	0	0	0
居宅療養管理指導	765	766	766
通所介護	6,193	6,201	6,201
通所リハビリテーション	1,784	1,786	1,786
短期入所生活介護	18,999	19,023	19,023
短期入所療養介護（老健）	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	4,998	4,998	4,614
特定福祉用具購入費	0	0	0
住宅改修費	0	0	0
特定施設入居者生活介護	0	0	0
②地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,976	6,985	6,985
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	9,898	9,911	10,227
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	73,643	73,736	73,736
地域密着型特定施設入居者生活介護	71,499	71,590	71,590
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,199	3,203	3,203
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
③施設サービス			
介護老人福祉施設	159,516	159,718	159,718
介護老人保健施設	29,607	29,644	29,644
介護医療院	4,208	4,213	4,213
④居宅介護支援	8,925	8,936	8,496
介護給付総費用	455,574	456,143	455,264

(2) 予防給付

単位：千円	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	171	171	171
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0
介護予防住宅改修	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
②地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
③介護予防支援	277	277	277
予防給付総費用	448	448	448

(3) 総給付費

単位：千円	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	456,022	456,591	455,712

(2) 地域支援事業費

単位：円	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護予防・日常生活支援総合事業			
訪問介護相当サービス	3,766,709	3,719,771	3,672,833
訪問型サービスA	0	0	0
訪問型サービスB	0	0	0
訪問型サービスC	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0
通所介護相当サービス	5,081,286	5,185,592	5,289,898
通所型サービスA	0	0	0
通所型サービスB	0	0	0
通所型サービスC	0	0	0
通所型サービス(その他)	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	3,434,270	3,416,697	3,399,125
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービス	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	1,126,380	1,097,080	1,067,780
介護予防把握事業	30,800	30,800	30,800
介護予防普及啓発事業	0	0	0
地域介護予防活動支援事業	285,000	291,000	297,000
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	0	0	0
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	0	0	0
②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業			
包括的支援事業（地域包括支援センター）	486,351	540,451	594,550
任意事業	314,217	385,202	456,187
③包括的支援事業（社会保障充実分）			
在宅医療・介護連携推進事業	0	0	0
生活支援体制整備事業	0	0	0
認知症初期集中支援推進事業	0	0	0
認知症地域支援・ケア向上事業	0	0	0
認知症サポーター活動促進・地域づくり	0	0	0
地域ケア会議推進事業	0	0	0
単位：千円	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費合計	14,525	14,667	14,808

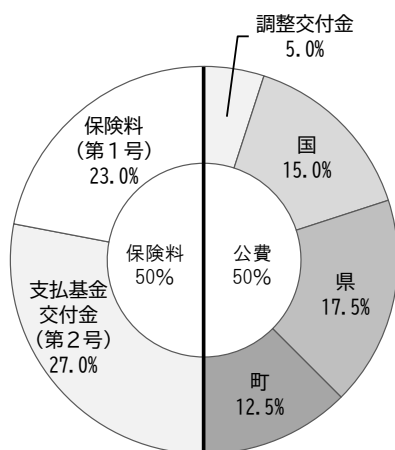
2 保険料の推計

(1) 保険給付費の財源について

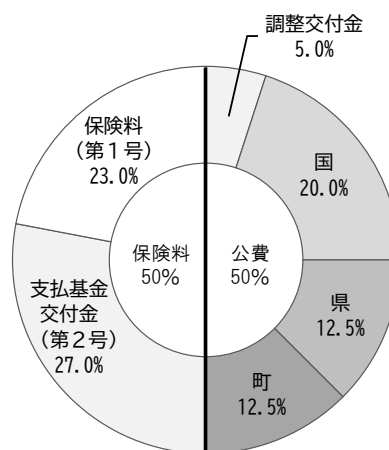
介護保険制度においては、介護保険事業にかかる費用のうち、利用者負担（1割～3割）を除いた費用の財源割合が介護保険法によって定められており、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費とされています。

また、被保険者の保険料のうち、第9期計画期間は原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40～64歳）がまかなうことになります。

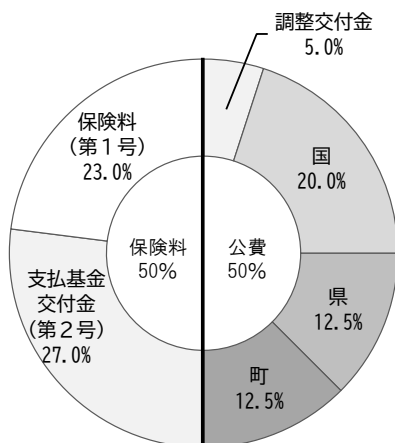
■介護給付費（施設分）



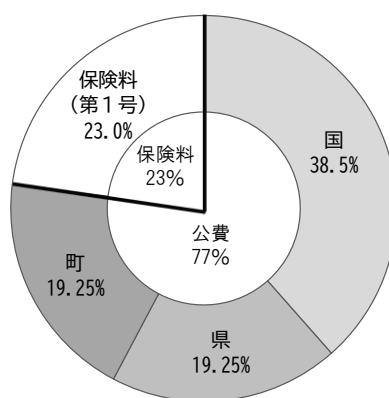
■介護給付費（その他分）



■地域支援事業
(介護予防・日常生活支援総合事業)



■地域支援事業
(包括的支援事業・任意事業)



※財政調整交付金の「5%」は全国平均の率であり、実際には自治体の第1号被保険者（65歳以上）の後期高齢者比率や所得水準等の状況により異なります。

（２）第１号被保険者の介護保険料算定

介護保険事業は、町が保険者となり、事業を運営します。

第１号被保険者の保険料については、介護サービスの見込量等に応じてそれぞれの保険者で決定し、原則として３年間同額とされています。

介護保険料は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用し、推計人口や介護サービスの利用実績を勘案して算定しています。

第１号被保険者保険料基準額（月額）の算出

保険料基準額月額は、次の計算により算出します。

保険料基準額月額

$$= \text{総事業費（標準給付費見込額＋地域支援事業費）} \times \text{第1号被保険者負担割合（23\%）} \\ \div \text{予定保険料収納率（99\%）} \div \text{第1号被保険者数} \div 12 \text{か月}$$

※上記計算式に、調整交付金と介護給付費準備基金取崩を考慮します。

（３）第９期計画期間における保険料算定

令和６年度から令和８年度までの標準給付費及び地域支援事業費を算出しました。

（単位：千円）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	合計
総給付費	456,022	456,591	455,712	1,368,325
特定入所者介護サービス費等給付額	27,859	27,894	27,779	83,531
高額介護サービス費等給付額	12,332	12,350	12,299	36,981
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,470	1,470	1,464	4,404
算定対象審査支払手数料	230	230	229	689
標準給付費見込額(A)	497,913	498,535	497,483	1,493,931
地域支援事業費(B)	14,525	14,667	14,808	44,000
合計(A)+(B)	512,438	513,202	512,291	1,537,930

上記で算出した合計額に第1号被保険者の負担割合である23%を乗じ、保険料を算出しました。

保険料収納必要額（年額）	80,520円
保険料収納必要額（月額）	6,710円

町準備基金取崩、県財政安定化基金の拠出を行い、保険料の抑制をします。

町準備基金取崩額	26,150,000円
財政安定化基金拠出金見込額	0円

第9期介護保険料の基準額は、以下のとおりとなります。

保険料基準額（年額）	72,000円
保険料基準額（月額）	6,000円

(3) 第9期計画期間における所得段階別保険料

これまでの推計数値を基に算出した当町の第1号被保険者の保険料基準額は、月額保険料6,261円となりました。

これに対応した所得段階別保険料は、下表のとおりです。

(単位：円)

所得段階	所得等の条件	第9期保険料		算定基礎
		月額	年額	
第1段階	世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給している方、又は生活保護を受給している方で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	2,730	32,760	基準額×0.455 (0.285)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	4,110	49,320	基準額×0.685 (0.485)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	4,140	49,680	基準額×0.69 (0.685)
第4段階	世帯の誰かに町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税の方で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	5,400	64,800	基準額×0.90
第5段階	世帯の誰かに町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税の方で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	6,000	72,000	基準額×1.00
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	7,200	86,400	基準額×1.20
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	7,800	93,600	基準額×1.30
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	9,000	108,000	基準額×1.50
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上、420万円未満の方	10,200	122,400	基準額×1.70
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が420万円以上、520万円未満の方	11,400	136,800	基準額×1.90
第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が520万円以上、620万円未満の方	12,600	151,200	基準額×2.10
第12段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が620万円以上、720万円未満の方	13,800	165,600	基準額×2.30
第13段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	14,400	172,800	基準額×2.40

※第1段階～第3段階の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料は、公費により基準額×()内の率に軽減されます。

3 第9期計画以降の推計

(1) 第9期計画以降の推計

今期の計画では、計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する令和22年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、市町村介護保険事業計画を策定することが求められています。現時点で考えられるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等を踏まえ、令和22年度の給付費等を推計しました。令和8年度と比較すると、以下のとおりとなっています。

(単位：千円)

	令和8年度	令和22年度
総給付費	455,712	364,498
特定入所者介護サービス費等給付額	27,779	20,319
高額介護サービス費等給付額	12,299	8,980
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,464	1,087
算定対象審査支払手数料	229	170
標準給付費見込額(A)	497,483	395,055
地域支援事業費(B)	14,808	9,475
合計(A)+(B)	512,291	404,530

上記で算出した合計額に第1号被保険者の負担割合である23%（令和8年度）、26%（令和22年度）を乗じ、保険料を算出しました。

	令和8年度	令和22年度
保険料基準額（年額）	72,000円	82,230円
保険料基準額（月額）	6,000円	6,853円

※令和22年度の町準備基金取り崩し額は、5,000,000円と想定して算出しています。

資料編

1 今別町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

令和6年1月18日公布

(趣 旨)

第1条 この要綱は、今別町介護保険事業計画等作成委員会の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 今別町介護保険事業計画及び今別町高齢者保健福祉計画の策定にあたり広く町民の意見を求めるため、今別町介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 今別町介護保険事業計画の作成に関する事項を検討し、意見を述べること。
- (2) 今別町高齢者保健福祉計画の作成に関する事項を検討し、意見を述べること。

(組 織)

第4条 委員会は、委員17名程度をもって組織する。

- 2 委員は、今別町区域内の保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、被保険者代表、その他町長が必要と認める者から、町長が委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、当該計画を策定する年度の末日までとする。ただし委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期も同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員会の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(その他)

第8条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

2 第9期今別町介護保険事業等策定委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	所 属 団 体 名	職 名	氏 名	備 考
1	今別町国民健康保険今別診療所	所長	田 原 義 和	
2	住吉歯科医院	歯科医師	住 吉 辰 郎	
3	今別町議会	議員	成 田 精 市	
4	今別町社会福祉協議会	会長	小 川 義 光	
5	人権擁護委員	委員	田 中 と し 子	
6	今別町老人クラブ連合会	会長	奥 崎 精 一	
7	今別町連合婦人会	会長	福 士 よ し 子	
8	今別町地区総代連絡協議会・今別町健康づくり推進協議会	会長	嶋 中 元	
9	今別町民生委員児童委員協議会	会長	大 畑 恒 子	
10	第1号被保険者代表		境 谷 毬 子	
11	第2号被保険者代表		阿 部 交 子	
12	社会福祉法人 双樹苑	施設長	岩 淵 健	
13	グループホーム ふれあいの里	施設長	上 山 文 子	
14	ぬくもり	管理者	本 間 闘 士	
15	今別町総務企画課	参事・課長	太 田 和 泉	
16	今別町町民福祉課 (包括支援センター)	課長 (所長)	山 崎 真 直	

任期：令和6年1月31日～令和6年3月31日

第9期今別町介護保険事業計画・高齢者福祉計画素案

発 行 令和6年3月
企画・編集 青森県今別町
〒030-1502 青森県東津軽郡今別町大字今別字今別167
T E L 0174 (35) 3004
U R L <http://www.town.imabetsu.lg.jp>